

平成26年3月第1回八街市議会定例会会議録（第2号）

1. 開議 平成26年2月25日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介
2番 鈴木 広 美
3番 服 部 雅 恵
4番 小 菅 耕 二
5番 小 山 栄 治
6番 木 村 利 晴
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 山 口 孝 弘
10番 小 高 良 則
11番 湯 淺 祐 徳
12番 中 田 眞 司
13番 古 場 正 春
14番 林 政 男
15番 新 宅 雅 子
16番 鯨 井 眞佐子
17番 加 藤 弘
18番 京 増 藤 江
19番 右 山 正 美
20番 丸 山 わき子
21番 川 上 雄 次
22番 林 修 三

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 小 澤 誠 一
教	育	長 加 曾 利 佳 信
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多 久 美

市民部参事(事) 国保年金課長	小 出 聰 一
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	麻 生 和 敏
選挙管理委員会事務局長	石 毛 勝
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	金 崎 正 人
秘 書 広 報 課 長	武 井 義 行
総務部参事(事) 総務課長	石 毛 勝
社 会 福 祉 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事) 農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第1号)

平成26年2月25日(火) 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（林 修三君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

市長の専決処分事項に指定されている訴訟の和解についての報告1件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、これより一般質問を行います。

本日の一般質問は、4名の議員による代表質問です。議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう、特にお願いします。

なお、質問者の時間についてですが、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり会派持ち時間制で行います。

それでは、続いて傍聴の方に申し上げます。傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について、可否を表明、または、騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、順次質問を許します。

最初に、公明党、新宅議員の代表質問を許します。

○新宅雅子君

おはようございます。公明党の新宅雅子でございます。私は、公明党を代表して3点、1、新年度予算について、2、高齢社会対策について、3、行政の人材育成についてをご質問いたします。

質問事項1、新年度予算についてご質問いたします。

2月17日、千葉市は、一般会計が3千753億円、前年度比4.4パーセントの増と発表しました。これまで最大だった2012年度の3千658億円を95億円上回る、過去最大規模の予算だそうです。熊谷市長は、財政健全化を図りながら発展できるよう、子育て支援などに投資すると強調しています。一方、八街市は、前年度比6.6パーセント増の212億3千800万円、財政規模の違いはありますが、国や県の補助金を最大限活用し、6.6パーセント増と大きな伸びを示しています。財政状況が硬直化している中、市民の皆様の声に応えるため、財政健全化に懸命に取り組まれていることと思います。

そこでご質問いたします。

要旨（1）新年度一般会計予算の特徴はいかがか。

要旨（2）重点施策は何か。

要旨（3）自主財源の確保にはどのように取り組むのか。

要旨（４）節減・合理化にはどのような方法で努めたのか、お伺いいたします。

次に、質問事項２、高齢者対策。

要旨（１）健康寿命の延伸について質問をいたします。

健康寿命とは、日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる期間を言います。平均寿命から介護の期間を引いた年数を健康寿命と名付け、２０００年にWHOが公表しました。日本人の平均寿命は、男性７９歳、女性８６歳で、これは世界一とされています。アフリカ大陸では、新生児が亡くなったり、エイズで若者が亡くなったりで、平均寿命が４０歳程度のところもあります。

２０１２年、厚生労働省は、日本人の健康寿命を、男性７０歳、女性７３歳と発表しました。平均寿命の延伸に伴い、健康寿命との差が拡大すればするほど、医療費や介護給付費の多くを消費する期間が長くなります。介護保険が始まってからは、介護を必要としている高齢者が、いかに十分な介護を受けられるかということに重点を置いてきました。しかし、平成１８年の介護保険法の改正により、高齢者が要支援、要介護の状態になることを予防し、または状態の軽減、悪化の防止のために、必要な支援を実施することを目的として、介護予防事業が位置付けられました。

健康寿命の秘訣は食事からと言われます。若いときには、食欲があった人も、高齢になると消化吸収力の低下による食欲の衰えで食事が減ってきます。粗食の行き過ぎは、低栄養の原因になり、骨折やさまざまな病気を引き起こします。シニア向けの食育講座を開催していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、ウォーキングロードについてご質問いたします。

平成２２年の６月、それ以前にも公明党の川上議員が質問をいたしました。健康はさまざまな要素が絡み合い、維持・増進されるため、健康寿命の延伸には日々の健康的な生活習慣の持続が大切です。まさしく「健康は一日にしてならず」です。無理なく取り組めなければ持続はできません。どのように取り組んでいくかという問いに対し、まずは歩くことから始めようという自治体が増えています。きちんと整備をしてからウォーキングロードとして指定しましょうという、なかなか実行に移せず、実行に移すまでに時間がかかります。

できることから指定していこうという前向きな姿勢、例えば（１）歩道が整備されているところ、バイパスや市道の２２３号線、近所に家が立ち並び、特に自然が多いというところではありませんが、安心して歩けるところ。そして、（２）あとは史跡のあるところ、用草周辺の大変昔から美しいところ。また、（３）としては、自然のきれいなところ。桜並木のクリーンセンターの近くとか、文違の調整池、榎戸・用草周辺の美しい田んぼがあります。その辺のところを１時間ぐらい、できれば歩いて、そしてできれば駐車スペースがあるところと思いますが、全市的にどこが適切か調べていただきまして、ウォーキングロードとしてのマップの作成ができればいいと思います。ぜひ、ウォーキングロードを考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、民生委員についてご質問いたします。

ひとり暮らし高齢者が多くなっています。緊急通報で病院に行くと、帰りは民生委員に連絡が入り、夜中でも病院まで迎えに行くということです。今後、今以上の高齢社会になると考えます。地域のマンパワーである民生委員の人数確保が大事と考えますが、八街市の現状はいかがか、お伺いいたします。

次に、質問事項3、行政の人材育成についてご質問いたします。

市役所の最大の財産は職員です。市役所の職員の皆さんの元気が八街市の元気です。八街市の元気が市民の元気につながります。厳しい財政状況、人口減少、少子高齢化の中、市民が安心して暮らせるまちづくり、元気な八街市を発信するには、職員の人材育成のための指導・教育が必要と思います。先輩と目的意識を共有すること、そして先輩が後輩に伝えることは、自らもまた成長をすることと思います。

そこで質問いたします。

- ①人材育成方針の考え方はいかがか。
- ②行政サービス向上のために、どのような指導・教育があるのか。
- ③個人のスキルアップのためには、どのような研修があるのか。
- ④メンタル面のサポートはどのようにしているのか。
- ⑤市民へのわかりやすい情報発信が重要と考えますが、どのようにしたらいいと思うか。

以上で1回目の質問を終わります。わかりやすいご答弁を、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、新年度予算について答弁いたします。

(1) (2) (3) (4) につきましては、関連がございますので、一括して答弁いたします。

平成26年度一般会計予算（案）の特徴につきましては、本市の厳しい財政状況を踏まえまして、平成25年度予算と同様に、予算全般につきましても削減額を維持し、節減合理化を推進するという考えのもと、中期的な視点を持った持続可能な財政運営をしていくことに取り組むため、各種施策については、事業の必要性、緊急性、費用対効果などについて十分留意し、厳しい財政状況のもと、限られた財源を重点的、効果的に配分する施策精選型の財政運営とし、全体として通年型予算として編成いたしました。

歳入につきましては、市税のうち、個人市民税均等割が、東日本大震災に伴う復旧復興財源の確保として500円引き上げたことにより約1千700万円の増、固定資産税におきましては、償却資産において新規分の増が見込まれ、約7千200万円の増の見込みであり、市税全体では、0.5パーセントの増収を見込んでおります。

また、地方消費税交付金につきましては、4月からの消費税率等の引き上げに伴い、8千600万円、14.7パーセントの増を見込みました。

歳出につきましては、事務管理経費の削減を行い、物件費において、対前年度比3千731万円、1.1パーセントの減額を見込むほか、公債費が約1億円、4.0パーセントの減

となる一方で、消費税率の引き上げに際し、低所得者や子育て世帯への影響を緩和する目的で行われます臨時福祉給付金給付事業と子育て世帯臨時特例給付金事業を含む補助費等が大幅に増額となっております。また、投資的経費においては、朝陽小学校改築事業、大池第三雨水幹線整備事業負担金、榎戸駅整備事業、小学校3校分の屋内運動場非構造部材耐震対策調査設計業務などの事業費を見込んでおります。

次に、平成26年度の重点施策につきまして、八つの街づくりの施策で申し上げますと、「一の街、便利で快適な街づくり」として、榎戸駅自由通路整備及び駅舎橋上化に係る事業、道路等整備事業など、引き続き推進することといたしました。

次に、「二の街、安全で安心な街づくり」として、犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせる地域の実現への取り組みとして、防犯カメラを増設いたします。また、東日本大震災での液状化等被害住宅への再建支援事業補助金や、今年の台風26号により被災した住宅への災害復興住宅利子補給事業など、被災者支援の充実を図ります。

次に、「三の街、健康と思いやりにあふれる街づくり」として、幼児期の学校、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入するため、子ども・子育て支援新制度に伴う電子システムを構築いたします。また、健康増進事業の中で新規事業として、早期に発見し、早期治療へつなげ、肝硬変及び肝がんへの進行を防止することを目的に、肝炎ウイルス検診事業を実施いたします。そのほか、国の施策ではありますが、消費税率の引き上げに際し、低所得者の負担の影響に鑑み行う臨時福祉給付金の給付や、子育て世帯への影響を緩和し、消費の下支えを図ることから、子育て世帯臨時特例給付金の給付を行います。また、障害者基本計画の見直し時期であることから、計画策定の経費を計上いたしました。

次に、「四の街、豊かな自然と共生する街づくり」として、今年の台風26号による農業災害に対し、農業の安定経営支援のため利子補給を行います。また、居住環境の確保を図り、かつ、市内産業の活性化を図るため、住宅リフォーム工事に対する補助件数を20件増やします。また、居住環境の向上のため、雨水の浸水対策として、大池第三雨水幹線整備事業を引き続き実施するとともに、現在、整備中の二区調整池をはじめ、各調整池等の管理経費を計上し、施設の維持に努めます。

次に、「五の街、心の豊かさを感じる街づくり」として、学校教育の充実を図るため、引き続き朝陽小学校改築工事を実施するとともに、小学校屋内運動場の天井等の耐震化を進めるため、交進小学校、八街東小学校、二州小学校の非構造部材耐震対策調査設計業務を実施いたします。また、特別支援が必要な児童に係る支援員を8名増員いたします。

次に、「六の街、活気に満ちあふれる街づくり」として、北総中央用水土地改良事業、輝けちばの園芸産地整備支援事業、八街駅南口の空き店舗活用に対する補助金等を引き続き実施いたします。また、農業後継者対策事業において、国が行っている給付金を受けられない親元就農等の新規就農者に対し、支援金を給付し、後継者の確保及び育成を図ります。

次に、「七の街、市民とともにつくる街づくり」として、市民がまちづくりに参加しやすい基盤を作るため、協働のまちづくりのあり方を調査・研究する市民参加協働事業の実施や、

各地区の快適なコミュニティ環境を整備するための補助事業を引き続き行います。

最後に、「市民サービスの充実した街づくり」として、八街市の将来都市像や基本理念といった街づくりの目標となる総合計画の見直しをします。

このように、暮らし、福祉、教育部門も含め、バランスのとれた予算配分に努めたところでございます。

次に、本市の自主財源の確保につきましては、自主財源の中でも圧倒的に多額を占めている市税の収入の向上が一番重要と考えているところであります。

市税の徴収につきましては、八街市市税等徴収対策本部を中心に、悪質滞納者に対する滞納処分対策をはじめ、各施策の取り組みにより、市税の徴収率につきましては、回復傾向にあります。収入額につきましては大きな伸びが見込めない状況の中、平成26年度につきましては、引き続き市税等徴収対策本部を中心に徴収率向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、行政サービスに係る費用と負担につきましては、4月からの消費税率等の引き上げに伴い、見直しを行っておりますが、定期的な見直しを行う事も必要であり、また、市有財産の有効的な活用による財産収入の増収や、新たな財源の創出についても取り組むなど、今後さらに自主財源確保への取り組みに努めてまいりたいと考えております。

次に、節減合理化の方法でございますが、冒頭で答弁いたしましたとおり、平成25年度予算と同様に、予算全般について、平成24年度からの削減額を維持するとともに、私をはじめ特別職の給与及び管理職手当の削減を引き続き維持いたします。また、公用車の一部を整理し、効率的に利用することとし、同一設備の保守点検等についても、一括で契約することによる節減を図ったところでございます。

次に質問事項2、高齢社会対策について答弁いたします。

(1) ①ですが、世界一の長寿国となった我が国におきまして、近年、その生活の質が問われるようになり、健康で自立した生活を送れる平均期間を健康寿命と呼び、この健康寿命を延ばすことが、近年言われるようになってきています。

健康に暮らしていくための3要素である食事、排泄、睡眠の中でも、とりわけ食事は、非常に重要なものであると考えております。高齢者は、唾液の分泌量の減少や、味覚の衰えといった生理的な老化が起こるほか、食事づくりの担い手がいなくなるなど、さまざまな要因から食欲低下や食事内容の偏りが生じて、低栄養状態になる場合がございます。

本市では、介護予防事業の1つとして、栄養改善教室を開催しており、これは、介護認定を受けていない65歳以上の市民に、25項目からなる基本チェックリストを実施し、その結果、体重に減少傾向があり、身長に対して体重が一定以下の方に参加を呼びかけて開催しているものでございます。教室は栄養に関する講義のほか、栄養士との個別相談も実施し、低栄養状態の改善が図られるよう努めております。

今後とも、高齢者が増加していく中、健康寿命の延伸につながるよう、介護予防事業のみならず、さまざまな機会を捉えまして、高齢者の健康づくりに取り組んでまいりたいと考え

ております。

次に②ですが、近年の我が国では、長寿の一方で、生活環境の変化などにより、食生活や生活習慣の乱れ、運動不足やストレスから来る健康への悪影響が指摘されており、長年の生活習慣が原因で起こる生活習慣病となる方が多く、社会問題となっております。これらの生活習慣病を予防するためには、運動習慣の徹底、食生活の改善、喫煙及び飲酒などの生活習慣の改善が挙げられております。

また、本市では、生活習慣病の予防を目的に、健康教室や講演会を実施しており、本年度は、「2カ月ですっきりスリム2キロやせ」を目指した2S教室や、腎臓について学ぶ生活習慣病予防講演会などを実施いたしました。

また、市民の皆様が、身近なところでウォーキングできる場所といたしましては、スポーツプラザの多目的広場やけやきの森公園があり、大池調整池の管理用道路は散策路として歩けるようになっております。

健康のために歩くことを目的としたウォーキングロードは、まずは安全に歩けることを最優先とし、景色を楽しめる、名所旧跡を訪れるなど、楽しみながら歩けることを念頭に置き、既存の道路や施設を利用し、ウォーキングロードとしてふさわしい場所があるか調査してまいりたいと考えております。

次に③ですが、民生委員は、民生委員法に基づき、知事の推薦によって厚生労働大臣が委嘱する非常勤特別職の地方公務員でありまして、児童福祉法に定める児童委員を兼ねております。また、民生委員の職務としましては、住民の生活実態を把握し、援助を必要とする方への相談、助言などの援助を行っていただくとともに、社会福祉事業施設との密接な連携を図り、社会福祉法に定める福祉に関する事務所などの関係事務の業務への協力をしていただいております。

昨年は3年に一度の民生委員の一斉改選の年でありましたので、民生委員の推薦にあたりましては、各区の区長にご協力をいただくとともに、国が定めている定数基準に照らし、民生委員一人あたりの人口が多く、増員の希望があった2地区につきまして、1名ずつ増員し、93名の体制で運営しております。関係者のご協力によりまして、一斉改選にあたりまして予定していた人数は確保できております。

高齢化や核家族化の進展によって、本市においても地域社会での人と人のつながりが希薄化していく中であって、高齢者の孤独死の防止対策などにおける民生委員の果たす役割は、ますます大きくなってきておりますので、民生委員の皆様には、民生委員相互の関係などを密にいただきまして、孤立化しないよう、また過度な負担とならないよう、市としましても必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、質問事項3、行政の人材育成について答弁いたします。

(1) ①②③につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

人材育成の方針としましては、平成18年1月に策定しました八街市職員人材育成基本方針の中で、育成すべき職員像として3つの点を掲げております。

まず1点目としましては、自らも地域の一員であるという認識を持ち、常に市民の立場に立って考え、正確でわかりやすい説明を行いながら、市民と街づくりを進めることのできる職員。

2点目としましては、既成の考え方にとらわれない豊かな発想力と政策形成能力で、新たな行政課題等に対して、総合的な調整や問題解決をすることができる職員。

3点目としましては、地域や職場におけるさまざまな課題について、自らの責任で、自ら考え、新たな課題に挑戦していくことができる職員。

この3つの職員像を重点的に育成すべきものと考えております。

このような職員像を目指し、行政サービスの向上のために行う職員の指導、教育につきましては、平成19年度から実施をしております人事評価制度において、業務目標の設定、進捗状況の確認、成果の振り返りなどの各時期に、評定者と被評定者が対話を行うことを必須としておりますので、上司と部下がコミュニケーションをとりながら職員一人ひとりの能力開発や指導育成を行っております。

また個人のスキルアップのための研修につきましては、職場において日常の執務を通じての助言、指導を行う職場研修や、総務課等が主催し庁舎内で行う研修を行っておりまして、そのほかに他の研修機関が実施する職場外の研修に参加しております。職場外の研修につきましては、印旛郡市広域市町村圏事務組合が主催いたします新規採用職員研修、初級職員研修、中級職員研修など、それぞれの階層で必要とされる実務能力の向上を目指した研修や、千葉県自治研修センターが主催する課長研修、課長補佐研修などの管理職の資質向上に向けた研修や、税務事務研修、市町村民税研修、滞納整理事務研修など、専門的で実務的な研修に参加しております。

このほかに、千葉県へ研修生を派遣することで、地方行政について知識を深めるとともに視野を広げるなど、職員の能力向上につながることから、今年度は若手職員を1名派遣しているところでございます。なお、平成26年度におきましては、2名の職員を派遣する予定でおります。

これらの研修への参加により、個人のスキルアップとともに、ひいては行政サービスの向上につながるものと考えております。

次に、④ですが、職員の心の健康の保持、増進のためのメンタルヘルス対策としまして、臨床心理士によるメンタル不調の早期発見・予防のための心理相談や、心の健康問題により療養または休職した職員の円滑な職場復帰のための復職面談を行っております。心理相談につきましては、自身についての相談のほか、管理監督者が部下の問題について相談することもできまして、個別のカウンセリングを行い、心の健康問題の解決の手助けとなっております。

今年度においては、相談を希望する職員を3回募集しまして、16名の職員が心理相談を受けております。復職面談につきましては、休職中の職員や復帰後、間もない職員に対し個別のカウンセリングを行い回復状況を確認するとともに、復職に関する不安などを軽減させ

ております。今年度においては7名の職員が復職面談を受けております。また、心身の故障による休職中の職員に対しましては、円滑な職場復帰のために治療行為の一環として、本人の希望と当該職員の主治医が、復帰訓練を受けることが適当と認めた場合には、復帰訓練を実施しております。

このほかに、全職員を対象としたメンタルヘルスに関する研修を行ってございまして、今年度については、産業医による健康に関する講話として、鬱病をテーマに講話していただき、36名の参加がありました。

今後におきましても、研修、勉強会等を活用しながら、上司はもとより周囲の職員もメンタルヘルスに関する理解と知識向上を図るとともに、「気付き」といった初期対応を確立させるなど、サポートしてまいりたいと考えております。

次に、⑤ですが、市から市民の皆様への情報発信につきましては、現在、広報やちまたや市ホームページ、区長・自治会長回覧のほか、報道機関12社への情報提供により行っているところでございます。

しかしながら、提供した情報の掲載につきましては、報道機関個々の判断によるものであり、昨年4月から今年1月までの10カ月間に、秘書広報課から報道機関に提供した情報の件数は50件ほどに上りますが、各社、掲載記事の優先順位や地域ごとのバランスなどの理由から、実際、掲載に至ったものは20件程度にとどまっております。先般、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報提供について、職員提案があったことを受けまして、現在、その有効性などについて検証作業を進めているところでございます。

また、情報の提供をするとともに、さまざまな市の取り組みを市民の皆様にご理解いただくことが、今後の市政を運営していく上において、大変重要なことであることも認識しております。引き続き、きめ細やかな情報発信を心がけるとともに、情報発信の手段につきましても、検討・改善に努めてまいりたいと考えております。

○新宅雅子君

ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

1の新年度予算についてですが、実質公債費比率がもう出ていると思うんですが、平成24年と25年の実質公債費比率はいかがでしょうか。

○財政課長（佐藤幸男君）

今、ご質問の実質公債費比率の件でございすけれども、平成25年度につきましては、まだ決算が済まないで数値の方は出ません。

それで、大変申し訳ないのですが、平成22年度から24年度という数字をちょっとお答えさせていただきますと、平成22年度は11.6パーセント、平成23年度は11.2パーセント、平成24年度は10.8パーセントと、減少している傾向でございます。

○新宅雅子君

ありがとうございました。千葉市とは比較できないと思います。財政規模も違いますし人

口も違うのですが、やっぱり千葉市は、財源不足を市債に頼り過ぎているようで、実質公債費比率が19.2パーセントという高さになっているようです。八街市は、お聞きしましたら、大体10パーセント前後、11パーセント前後を推移しているようですので、健全な財政を維持しているんだなということを、今、大変な中で、本当に財政が硬直化し厳しい情勢の中で、このような状況を維持していらっしゃるということは、本当にこれは評価に値することだと、私はとても思いました。

それでは、また平成25年度もわかりましたら、そのときに、また何かいろんな機会でお話させていただきたいと思っております。

あと、高齢社会についてご質問をいたします。

まず、個別に25のチェックシートを送ったりとか、いろんな参加を呼びかけているというお話を今いただきましたが、これはどういうふうを選んで送っていらっしゃるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（宮崎 充君）

まず、基本チェックリストにつきましては25項目。それで、日常生活関連動作、運動器の機能、低栄養状態、口腔機能、認知症等からなる25項目を発送させていただいております。ですけれども、対象者につきましては、要支援、要介護認定者以外の65歳以上の方全員に、この基本チェックリストを発送しております。

○新宅雅子君

要支援・介護以外の65歳全員ということで、そうしましたら、例えばこの中にもいつている人がいるということで考えていいんですか。すごく元気で頑張っているんですけども。私はまだ65歳になっていませんけれども。以上になったら、みんな送られるということを考えてよろしいのでしょうか。

○高齢者福祉課長（宮崎 充君）

私どものほうは、認定を受けていない65歳以上の方、全員に発送しております。

○新宅雅子君

そうしましたら、それはどのくらい送られるのですか。送られる数です。おわかりになりますか。

○高齢者福祉課長（宮崎 充君）

今年度で申し上げますと、1万4千人程度を発送しております。

○新宅雅子君

例えば、私なんかも中に含まれる同じような感じですけども、大体、60歳以上ぐらいになると、みんな消化吸収の力がだんだん弱くなって、若いときは、肉をばんばん食べたり、チーズなんか、すごいものを食べたりとかしていても、だんだんとそれが食べられなくなる。食事の量も減ってくる。ご飯も、外で食べると、こんなに食べられないから少しでいいですよというふうになってくる。だんだんそういうふうには食事が減ってきているのは、私も自分でとても感じます。

そういう中で、低栄養状態に知らないうちになっていたりとか、それが骨折だとか、病気の原因になってくるということが、今、社会的にも証明されつつあります。私は、65歳以上の方にチェックリストを送っていただくのもいいのですが、シニア向けの食育講座というのも開いていただけないか。

例えば、食育講座というと、お子さんのおやつ、これだけ栄養補給できますよ、簡単にできますよ、若いお母さんいらしてください、そういう講座は時々見ます。いろんな広報やちまたとかですね。ただ、シニアの方が栄養を補給とか、それから維持するための講座というのは、私は見たことがないかなと思います。そんなに難しくなくて、大体今までやってきた人たちばかりですから。でも、例えば奥さんが先に亡くなられた男性とか、そういう方もいらっしゃると思いますので、そういうところももう少し丁寧に、講座とかを開いていただけた方がいいのかなと思うのですが。

これは要望ですが、シニア向けの食育講座をぜひ、1年に何回か、1回か2回でもいいですから、まずは開いていただけないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（宮崎 充君）

健康で生活をしていくというのは、食が大変重要かと思えます。

その中で、私どもの方では、高齢者学級、それと出張介護予防教室、そういうときに食についての話をいたしまして、普及啓発を含めまして実施しております。

今後につきましても、食については、大変重要なものというふうに認識をしておりますので、今後とも継続して実施していきたいというふうには思っております。

○新宅雅子君

だんだんと、60歳以上ぐらいになりますと、昔は、私もそうですが、家族のためにたくさん量をつくってきました。子どもが家にいるときは、本当に量がすごく多くて、本当に毎日毎日たくさんつくってきました。でも、一人抜け、二人抜け、三人抜けとしているうちに、初めは残ったり余ったりとかしていたのですが、自分のためだけに作るというのがだんだん、誰もいなくなってくると、いるときもありますけれど、今日はご飯は要らないとかと言われちゃうと、自分のためだけに作るのがだんだんおっくうになってきてしまいます。それは、大変よくないことだとは思いますが、やはり、二人の家庭だとか、それから、ひとりの家庭だとかというのは、量も少ないし、なければいけないで何とかなくなっていくというようなところもありますので、ぜひ、食育、食事だけは、そんなに豪華なものを作らない、食べられなくても、きちんと栄養の偏らない、好きなものばかりじゃないものを食べていただきたいなと思っておりますので、どうか、その辺のシニア向けの講座とかをよろしく願いしたいと思えます。

次に、ウオーキングロードの整備のことについてお伺いいたします。

これは、本当に前に2～3回、うちの公明党の川上議員がたしかご質問していると思えます。きちんと整備をしたりすると大変時間がかかります。どのように整備するののかも、その場所によっていろいろあると思えますが、とにかくお金をそんなにかけないで、健康を継続

していく、今の状態を継続していくというのは、まず歩きましょうというのが、今たくさんの自治体がそれを取り入れています。

先ほど市長から、スポーツプラザの多目的広場、けやきの森の中、それから大池調整池の周辺というお話も伺いました。例えば80歳未満であっても元気だから、私は健康だからといって歩き始めるのではなくて、本当に30、40、50というぐらいの若いときから歩き続けるということが大事なんじゃないかと思います。本当に歩けるとき歩いておくというか、そういうことで、私は、全市的にウォーキングロードを熟知しているわけではありませんので、どうか、市の担当課でその辺のウォーキングロードを決めて、発表をしていただくというようなことをしていただきたいのですが、もう一度いかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

健康事業にあたっては、食事と運動ということで、その2点が大変重要な視点だと、私も感じております。特に運動については、手軽に気楽にできるウォーキングということで、各自治体において健康ロードを整備したりしてきて、マップをつくって市民の方に周知してウォーキングをしていただく取り組みは、全国各地で進んでいるということは、私も認識しております。

まず、このウォーキングロードについては、先ほど市長が答弁した箇所もありますけれども、私どもが考えているのは、各地区に、健康課でやっているのですけれども、保健推進員がいらっしゃいますので、その方と一緒に、私ども行政の職員がその適地、いつか実際に現場に行って、安全に歩くことができるかどうかということを確認して、健康ウォーキングロードとして、良い地点を探していければということで、平成26年度早速そのような取り組みを開始したいということで、担当部署の方では考えておるところでございます。

○新宅雅子君

どうもありがとうございました。それでは、ウォーキングロードは楽しみにいたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、3番目の行政の人材育成について伺います。

③の個人のスキルアップのことですが、これはいただいた新聞なんです、職員の自主勉強会が100回になったという記事が載っています。これは広島県呉市の人事課が、業務時間外に中堅若手職員向けに実施している自主勉強会、これは自分投資セミナーというそうです。これが1月21日で累計100回を迎えたというのが、載っていました。

勉強会は2008年12月、ですからこれ1月が100回ですから、大体2009年1月と考えて、5年間で100回、月1回から3回のペースで業務時間終了後に開催ということで100回、呉市では自分投資セミナーというのをやっているようです。100回目に市長が講師として登壇したというふうに書いてありますが。要するに、先輩が後輩にいろいろと勉強、自主勉強会をすとか、また、お互い切磋琢磨をしながらテーマを決めて勉強していく、こういう内容のようです。毎回20人から30人が出席し、多い回は300人以上が参集、この100回目のときは80人の参加だったというふうに、この新聞には書いてありま

す。

個人のスキルアップのために、先ほど市長からもいろいろありましたが、勉強会に、講習に行っているというようにお話だったと思いますが、私は、職員は市の財産だと思っています。その財産だと言いながら、管理職手当が20パーセント削減されたりとか、本当に大変な中で財産だ財産だと言われて、だったらもうちょっととかいろいろ思うこともあるかもしれませんが、本当にこの大変な中を頑張っているんだと、思っています。

あと、私は、一生懸命頑張っていたとしても、発信方法によっては市民になかなか伝わらないということがあります。伝わらないということは、市民にとっては、やっていないというふうの評価されてしまうことになるので、もっと食欲に発信してほしいと思います。先ほど市長からもご答弁ありました。いろんなところでいろんな回数とか出しているけれども、なかなか優先順位があってできないんだというお話もありましたが、これから先、どんどん発信をしていただきたいなど。テレビとか新聞とかだけじゃなくて、例えば入ったところのロビーに何かわかるように置いておくとか、そういうこともいいですから、どんどんもっともっと発信をしていただきたいと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

いろいろお話をいただいたのですが、まず、いわゆる人材育成ということにつきましては、先ほど市長の方からもご答弁申し上げたとおり、市の方では、職員人材育成基本方針、これを定めておりまして、その中ではいろいろ役割を明確化するということで、一番大事なことは、職員の主体的な自己開発であると。いわゆる自己啓発、これが一番大事だろうということで、位置付けております。

そういった自己啓発、これに関しては、市の方でも自己啓発をしやすい環境作りをしていかなければいけないということで考えておりますが、なかなか、先ほどご紹介がありましたように、時間外に職員を参加させてということになりますと、今の業務状況から見ると非常に難しいような状況もございます。

そうはいいながらも、職員の能力を開発していく、それをまた市政の運営に結び付けていくということも必要でございますので、何回か議会でもご答弁させていただいているように、今年度については、若手職員の活性化研究会、こういったものを設置して、これは能力開発も含めたという形で進めさせていただいております。

それから、また研修も各種研修に参加してもらうような形で、上司等にも理解をいただいているところですが、なかなか通常業務があって参加できないというような状況もございます。やはり、研修もこれも当然大事なことですけれども、いわゆる普段の仕事、実務を通して学ぶということ、いわゆるオン・ザ・ジョブズ・トレーニングというのですか、そういったことも非常に大事だということに思います。

先ほどもございましたけれども、先輩、上司の仕事ぶりを見ながらいいところ、悪いところを含めて学んでいくということも重要なことでございますので、職員がそれぞれそういった認識を持って日常の業務の方に取り組めるように、そういった意識作り、これはしてい

なければいけないというように思います。

それから、広報、情報発信ということでございまして、先ほど議員さんがおっしゃられたのは、職員の状況とかについてということだと思いますが、それにつきましては、なかなか外に向けて発信するというのは難しいのかもしれませんが。市長がいろんなところでそういったことについてもお話をさせていただいております。その辺の工夫もまたさせていただきたいと思っております。

○新宅雅子君

それでは、最後にご要望という形になるかと思いますが、私たち地方議員は、どの議員も地域をどうしていくのかという住民の真剣な問いに、答えをいつもいつも迫られています。財政が本当に硬直化している中、長い間本当に変わらない。また市では職員の皆さんがこんなに頑張っているということ、いろんな形で市民に発信をしていただきたいと思います。メディアでも何でも利用して、食欲に積極的にしていただけたら、私は本当にいいと思えます。先ほどもいろんな優先順位があつてなかなかというお話もありましたが、それでも頑張りたい。

去年の夏に、落花生の農家さんが、何回か、千葉テレビとかいろいろ出ていらっしゃいました。あと、ピーナツバターを作るところもやっていました。そういうのを見ると、みんなすごく地域が出てると喜ぶますよね。ああ、八街が出ていたと、いろんなところでいろんな人が出てると、本当に喜ぶます。

1月に、総務と議運で静岡県藤枝市というところに視察に行つてまいりました。そこでは、市民が知らないということ、その事業の内容ですけれども、そういう事業の内容を知らないということは、その事業をしていないと同じことだというような姿勢でした。市民へのわかりやすい情報発信をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上で公明党、新宅雅子議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。

○川上雄次君

それでは、私は関連質問として、国民健康保険特別会計予算に関連しての質問をさせていただきます。

この予算案の中です。予算案としての内容です。

○議長（林 修三君）

川上議員に申し上げますけれども、今回出されているのは、新年度一般会計予算についてでございます。

○川上雄次君

わかりました。観点を変えて、高齢者に対する施策についての、健康長寿に対しての質問をさせていただきます。

健康長寿を維持するためには、まず、保健衛生の充実というのが大変大事だと思います。

私は、昨年6月の一般質問の中で、人間ドックの質問、また脳ドックの質問をしました。その折、脳ドックの導入については、前向きに検討するというお話がありました。それと関連して、本年度の予算の中にも脳ドックが入ってきてもいいのではないかなど、このように思って質問させていただいたのですが、今年度は何人の人間ドックを予定されているのか。まずこれをお尋ねします。

○市民部参事（事）国保年金課長（小出聡一君）

今年度というのは新年度という理解でよろしいでしょうか。

○川上雄次君

そうですね。

○市民部参事（事）国保年金課長（小出聡一君）

平成26年度、人間ドックの予定人数につきましては、400名を予定しております。平成25年度は300名ということですので、100名増加ということになっております。

○川上雄次君

大変、当初導入135名から増えてきているということで、健康増進に向けて進んでいると、このように大変喜ばしい状況だと思います。

その人間ドックは進んでいるのですけれども、その2、昨年6月に質問をさせていただいた脳ドックについては、近隣市でもかなり導入が進んでおります。そういった意味では、早期に八街市でも導入が求められるのですけれども、近隣市の最近の状況というのを、担当課は把握しているのでしょうか。

○市民部参事（事）国保年金課長（小出聡一君）

私どもの方でも、近隣の事情の方は承知をしております。脳ドックの方もかなり導入が進んでいるという状況になっているということで、承知をしております。

○川上雄次君

私も、先月ホームページで確認したのですけれども、私が昨年質問したときには、近隣では千葉市、銚子市、成田市、白井市、富里市が脳ドックを導入しております。その後、木更津市、茂原市、我孫子市、それから印西市、館山市と、次から次へと脳ドックの導入が進んでいるのですけれども、本年は、八街の総合計画2005から最終年を迎えて、新しい総合計画を策定していくという作業時期に入ってきているのですが、来年度、次年度の計画の中にはこの脳ドックというものを近隣市に続いて八街市も、健康安全都市宣言をして、こういった先進的に健康維持に取り組んでいる市ですので、ぜひとも次年度計画には入れていただきたいと思うのですが、この辺の方向性については、市長から答弁いただければありがたいのですが。

○市長（北村新司君）

今の川上議員からの質問でございますけれども、市民の健康は誰よりも私は念頭でございます。そうした意味からにおきまして、前々から議会、市民からの要望もございまして脳ドックにつきましては、前向きに実施できるような方向で検討してまいりたいと思っております。

○川上雄次君

前向きにというお話は昨年もいただいたご答弁なので、この次年度の計画の中には必ず入れたいというようなお話がいただければとありがたいので、もう一度答弁をお願いできますか。

○市長（北村新司君）

今の件でございますけれども、次年度、平成27年度になっちゃいますけれども、実施する方向でまいりたいというふうに思っています。

○議長（林 修三君）

川上議員に申し上げますけれども、ほかに関連質問はございますか。

○川上雄次君

最後になります。

○議長（林 修三君）

ちょっと、関連から少しずれているような気がしますので、ちょっと修正、もとに戻してお願いします。

○川上雄次君

健康長寿の社会をつくっていくために、保健衛生にかけた費用が、将来の医療費の増加を抑えるということに直結するというのが、これは定説でございます。

そういった意味では、人間ドック、脳ドック等の技術が、健康長寿、健康で長生きの市民生活の命を守ることに直結すると思っておりますので、ぜひともこの辺の充実をお願いして、関連質問を終わります。

以上です。

○議長（林 修三君）

これで、関連質問を終了いたします。

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時16分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、やちまた21、加藤弘議員の代表質問を許します。

○加藤 弘君

やちまた21の加藤弘でございます。会派を代表し、4項目にわたり、一問一答方式で質問をいたします。市民が理解できるよう、明快なる答弁をお願いいたします。

まず初めに、人事についてお伺いいたします。

大勢の定年退職者や早期退職者が出たため、近年にない多数の課長、参事、部長職の人事が必要となったようですが、市長は、この人事において、市民に向け、市長としてどのよう

なメッセージを込めた人事起用を行おうとしているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地方行政に携わる職員が、長年にわたる実務の中で、実際に窓口に立ち、現場へ出向くなどして、市民の方々と直接接することにより培ってきた経験と知識は、いかなる教科書からも得られるものではなく、決して短い期間で習得できるものではございません。

今回、部長・課長級の管理職員9名が、3月31日付の退職を予定しておりますが、その内の6名が早期退職によるものでございます。いずれの方々も、豊富な経験と知識、そして指導力を備えた方ばかりであり、市の貴重な財産でありました。可能であれば、もうしばらく、行政のプロとしてお力を発揮いただきたかったところではございますが、それぞれ家庭の事情や今後の人生への思いなどから、決断されたと理解するところであり、素直に受け入れなければならないものと考えております。

今回、退職される皆さんのこれまでのご労苦に対しまして、この場をおかりいたしまして、感謝・御礼申し上げますとともに、今後も、健康に留意され、それぞれの立場におかれまして活躍されますことを、切に願うものでございます。

また、迎える平成26年度から平成28年度末までの今後3年間を見ても、さらに20名前後の管理職員が定年退職を迎えることとなります。現在、監督職員として、中間的立場にいる職員におかれましても、部下職員の指導、監督、育成を念頭に入れ、将来を見据えた責任ある対応を自覚するようお願いするとともに、市長としての立場からも指導してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

職員の指導は、どのようなところに力点を置いて、どのような職員の姿を目指して指導していかれるのか、その辺をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

部下職員の指導をどこに力点を置き、どのように職員の姿を目指していくのかというようなお尋ねでございます。

市民ニーズが大変多様化しておりまして、現在、いずれの課におきましても、数多くの事業を推進しております。同時に、また多くの課題も抱えております。それらの事業を着実に推進するとともに、抱える課題を解決していくためには、職員相互の連携とともに、それらの課や班が1つのチームとなって取り組んでいくことが、大変重要であるというふうに考えております。

しかしながら、連携を重んじまして、協調性にとられるあまり、職員個々が積極的に取り組む姿勢まで閉じ込めるようなことがあってはならないというふうに思っております。これまでの慣習にとられないよう、自由で前向きな発想と発信、積極的な行動、そしてその一方で、組織の一員として、他人の意見にも耳を傾けられる、そんな職員が育ってくれることを願っております。

○加藤 弘君

本市は、部長職、課長職と部長制を敷いておりますね。そういう中で、今現在、参事職もごございます。課長、参事、部長職となっておりますけれど、この辺の職責、仕事の区分け、この辺はそれぞれのどのような形で仕事の区分けをされているのか、その辺をちょっとお伺いできればと思います。部長まで。

○総務部長（浅羽芳明君）

職制ということですので、私の方からご答弁をさせていただきます。

本市行政組織規則というのがございますけれども、その職制の規定の中では、部には部長、それから課等には課長を置き、必要があるときには部に次長あるいは参事を置くというようなことができるというような規定になっております。

職務について申し上げますと、部長は部の統括、当然でございます。それから次長については、部長の補佐及び部の事務の整理、それから課等の長については、課等の事務の掌握ということで規定をしております。今、話に出ております参事につきましては、規則上では所掌事務を処理するというようなことになっております。基本的には、ここは所掌事務を処理するというございまして、なかなか一般的に理解しづらいところではございますけれども、いわゆる一般的にいいますとスタッフというような位置付けで、例えば特命事項を処理するというのが一般的な考え方ではないかというように思っております。職制という意味では、そういう位置付けになっております。

○加藤 弘君

その辺が、今、部長も言われたように、市民からはちょっとなかなか理解しがたい部分があるということですので、その辺をちょっと再考をお願いできないかなという気持ちでおります。

それと、これは市長にお願いなんですけれど、市長が在庁しているとき、時間の許す限り庁舎内を歩いて、職員の仕事の状態、またそういう中で職員の健康状態とか、その辺の把握を市長は市長なりに行っていくことが必要じゃないかと思っております。その辺、市長が在庁しているときに行動がとれるかどうか。あと、それを参考にして、会議等の中で市長からの目線での発言をしていただければいいんじゃないかと思っておりますけれど、その辺いかがでしょうか、市長、お願いします。

○市長（北村新司君）

職員と直接機会を得るということは、大変重要であるというふうに認識しております。昨年ですけれども、新規採用職員と給食センターで、一緒に給食の昼食を摂りながら懇談、意見交換会をしてまいりました。また、職員組合が主催します親睦研修等々にも参加しております。まだまだ、職員とのふれあいということでは十分ではないということは、考えておりますけれども、今回、加藤議員からご提言いただきましたことを、貴重なご提言といたしまして、今後さらなる取り組みを心がけてまいりたいというふうに考えております。

○加藤 弘君

次に、入札問題ですが、新聞報道等によりますと、県発注の土木工事をめぐり、公正取引委員会が独占禁止法違反（不法な取引制限）を認定した山武市などの建設会社30社に対し、県は2月5日、6カ月間の指名停止処分を決めたという報道がございました。停止期間は、本来であれば2年間ということですが、いろいろな諸事情の関係から、6カ月間と報道されております。

この30社の中には、当市の土木工事等の入札に参加している事業者もあると伺っております。そういう中で、この件による本市への入札等の影響があるのか。また、あるとすればその対処、対応等について、どのようにされるのかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市建設工事等指名競争入札参加資格適格者名簿に登載のある山武地域の建設業者14社が、平成26年2月3日付で、公正取引委員会から独占禁止法違反による排除措置命令、または課徴金納付命令を受けました。

このことは、八街市建設工事請負業者等指名停止措置要領別表第2の4に掲げる措置要件に該当するため、市発注建設工事等について、千葉県と同様の期間とし、6カ月間の指名停止をいたしました。

適用範囲といたしましては、市が発注する建設工事等の入札に参加させない。現に指名している場合は、指名を取り消す。市が発注する建設工事等の随意契約の相手方としないこととしております。

なお、この指名停止により、指名競争入札及び市の建設工事等に影響はないものと考えております

○加藤 弘君

これは20日の新聞報道、今度は、県の印旛土木事務所で談合情報が寄せられて、これは佐倉市分の入札だそうです。この入札を中止したという報道もございました。この件に関しては、本市への影響はございませんでしょうか。

○財政課長（佐藤幸男君）

今、議員さんがおっしゃられましたように、印旛土木事務所で談合情報が寄せられて、報道されたということでございますけれども、入札に関しましては、私どもは特に影響はないというように考えております。

○加藤 弘君

それと、入札等において、入札の60パーセント、70パーセント台の落札等がございませぬけれども、この辺の数字においての見解は、市としてはどのような見解をお持ちなのか、お伺いいたします。

○財政課長（佐藤幸男君）

60パーセント、70パーセントの落札率ということでございますけれども、今までにおいても、工事等現場においての品質の確保も特に問題がない。それから、完成後の状況にお

いても、特に問題ないということから、特に問題ないと考えております。

○加藤 弘君

関係ないということですね。

それと、工事の終了後の完了検査、この検査をされている職員は、それなりの資格をお持ちになっていらっしゃる方がされているのか。その辺はいかがでしょうか。

○財政課長（佐藤幸男君）

検査官の資格ということですが、現在、市には12名の検査官がおります。この検査官になるためには、市長の方から任命を受けて検査官になるわけですが、特に資格というのは、必要性はないと。しかし、土木工事等の設計や現場監督、そういったもので技術的に長年身に付けるということで、そういうある程度の資格、検査をする検査官となれるような技術を身に付けるという中で、現在行っております。

○加藤 弘君

その辺なんですけれど、北口をちょっと歩いてもらうと、よく下を見てもらうとわかると思うんですが、歩道等のコンクリートブロックなんか、端が欠けるのがちょっと早いんじゃないかと。下を向いて歩いてもらうとよくわかります。まだ年数もたっていないので、それなりの技術を持った方がチェックする必要性もあるんじゃないかと思ってね。やっぱり、ちょっと破損が早いんじゃないかなと。コンクリート製品ですから欠けるのは当然ですけど、ちょっと目につくようなところに裂がありますので、そういうところで、それなりに経験を積んでいただかないとしようがないので、その辺にいかがでしょうか、今後。

○財政課長（佐藤幸男君）

今、議員さんが言われましたように、職員の経験を踏まえた中で検査をしているという状況の中で、工事を終わった後すぐ現場が傷んでしまうという面は、今おっしゃられたとおりでございますので、その辺、検査官等あるいは担当課等が現場の状況をよく見ていただいて、受注者に対してしっかりとその辺を申し伝えてもらいたいというような形で、今後も、長年経験を積んだ中での検査官の育成を図っていきたいというように考えております。

○加藤 弘君

今後、そういう形で、できるだけお願いいたします。

それと、次が、市民サービスの中で、（1）消費税が、8パーセントに4月から実施されることにより、国民の4分の1強の約3千670万人が対象と言われている臨時給付金については、受給時期が市町村で異なると伺ってきております。

住民税（市町村民税）非課税世帯が対象の臨時福祉給付金、児童手当の受給世帯が対象の子育て世帯臨時特例給付金の2種類があると伺っておりますけれど、本市としての対応はどのようになるのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

臨時福祉給付金の給付につきましては、国の補正予算が2月6日に成立いたしまして、臨

時福祉給付金支給要領が示されました。

今後、本市におきまして臨時福祉給付金支給事業実施要綱を制定し、これに基づきまして、4月から5月にかけてチラシ等により、まずは市民へ周知を行い、平成26年度分の市民税に係る情報の把握など、支給開始体制が整う6月から受け付けを開始することを目途に、対象外となる者及び加算の対象者となるリストの作成、申請書の作成及び審査体制の確保等の準備を進めてまいります。

なお、想定される給付者の数でございますが、平成24年度課税状況等の調査により算出しますと、約1万7千人、また、加算対象者は、国の積算基準により算出しまして、約9千人となります。

次に、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するものであります。

支給対象者は、平成26年1月分の児童手当の受給者で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たないものを基本といたします。対象児童は、支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童であり、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等を除いたものになります。

なお、想定されます給付者の数は、約8千人となります。

○加藤 弘君

今回の臨時福祉給付金の支給体制はどのようになっていくのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

この臨時福祉給付金の支給の実施にあたりましては、まず、その給付対象者の条件、ご承知だと思いますが、今年の1月1日を基準日として、市の住民基本台帳に記録をされているというようなこと、それから、平成26年度分の市民税の均等割、これが課税されていないということ、それから生活保護の受給者でないということ、それから納税基礎年金等の受給者などに対しては加算があるということなど、いろいろありますので、その対象者を把握するにあたりましては、住民基本台帳の関係部門であるとか、税務関係部門、それから福祉関係部門など、関係各部門間の緊密な連携、それから協力体制、これが必要となります。

それから、制度を周知していく、あるいは受付審査などに係る事務、これを行うための体制の確保、こういったことも必要になります。

このことを踏まえますと、給付事務を円滑かつ的確に行っていくためには、全庁的な体制を整える必要があるということございまして、既に開催した庁議におきまして、幹部職員に説明をして連携、協力、この辺の依頼をしておるところでございます。

○加藤 弘君

これ、対象者への連絡は行政からしづらいいけないということが、国から言われています。その対象になる方々への周知はどのようにしていくのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど申し上げましたとおり、今回の給付金ですけれども、平成26年度の市民税の均等割が課税されていない方への支給となるということで、申請を受けて支給をするということになりますので、その対象者への広報とか周知策、これが今、議員さんがおっしゃられたように課題になっております。

その課税情報については、ご承知のとおり、地方税法の規定によりまして、守秘義務が課せられているということで、この課税情報を活用した給付の対象者に絞った広報ということで、直接そういった方に、給付に関するチラシであるとか申請書、これを送付することはできないとされておりました。

国の方では、広報策として、我々自治体が行う広報対策として、チラシの全戸配布であるとか、平成25年度分の住民税の均等割非課税者への申告の勧奨、これを行う際のチラシの同封、こういったことを例示してきましたけれども、このほどの報道によりまして、税務部局の方が平成26年度の住民税均等割の非課税者に課税しないということを知らせる場合に、そのときにチラシや申請書、これを同封する手法を認めるというようなことだそうでございます。

そういったこともありますが、私どもの方では、現在のところでは、チラシの全戸配布、これはポスティングをする考えでありますけれども、チラシの全戸配布に加えまして、広報あるいはホームページ、これによる周知の方法を考えているところでございます。

○加藤 弘君

支給とか申請、この開始時期は全国的に統一されているのか、その辺をお伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

この申請とか支給の開始時期に関しましては、各自治体それぞれの規模であるとか実情等もあるということで、国の方では、統一的な時期を示す予定はないということでございますけれども、私どもの方、多くの自治体がそうであろうと思っておりますが、平成26年度分の市民税に係る所得情報の把握、こういったことが必要でございますので、そういったことを含めて、支給を開始する体制が整い次第、できるだけ早く開始をしたいと思っております、概ね6月頃を目途に申請の受け付けを開始したいというように思っております。

○加藤 弘君

これは、受け付けの期間は、締め切りとかはどのようになるのか。

○総務部長（浅羽芳明君）

3カ月ということになります。

○加藤 弘君

それと、配偶者等による暴力を逃れるため、夫婦の一方が住民票を移されて、他の市町村へ行かれている場合もあると思っております。そのような状態の方々への配慮はどのようにされているのか、お伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

私どもが今入手している情報でございます。具体的な事務ということですが、基準

日、平成26年1月1日でございますが、この時点でいわゆるDV被害者ということで、保護命令が出ている等の一定の要件を満たしているDV被害者については、その方、その者が現に居住している市町村に対し、当該一定の要件を満たしている旨の申し出を行うと。この申し出を受けた市町村については、そのDV被害者が当該市町村に住民登録を行っている場合には、申し出者リストに記載をするというようなことになっておりまして、他方、そのDV被害者が他の市町村に住民登録のある場合には、都道府県を経由して、当該他の市町村に情報提供を行って、その市町村が申し出者リストに記載をするということでございます。

○加藤 弘君

次に、(2)産婦人科の不足です。

これに対しまして、今現在、産婦人科で出産できるところがないと、市内にはですね。過去の議会で他の議員さんからも話があったかと思いますが、本市の人口が、今現在、毎月のように減っていくという中で、このような、市の基礎となる人口が減るという問題等も絡めていただきたいですね。大きな問題になっていくのではないかとということも考えております。

そういう中で、市民一人ひとりの積み重ねが、市の大きな基礎になっていくと。これがまたいろんな問題に波及していくということを考えていただきまして、母子手帳を渡された方々に、今まで以上の内容の情報提供、また新たなサービス提供が考えられないのか、その辺はどうなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成24年度に妊娠届け出を受理する際に確認しております出産予定医療機関につきましては、448件のうち、市内医療機関は約10パーセント、印旛管内及び隣接する市町に所在する医療機関は約70パーセント、県外、外国、未定が約20パーセントでありました。

市内で出産できる医療機関がなくなりました平成25年4月から12月までの妊娠届け出を受理する際に確認しました322件のうち、出産予定医療機関の内訳は、近隣市町の医療機関が約80パーセント、県外、未定が約20パーセントでありました。このことから、市内医療機関を出産予定にしていた約10パーセントの方は、近隣の市町に所在する医療機関を選択し、約80パーセントになったものと考えております。

また、妊娠届出時に出産予定施設が未定という方につきましては、出産する医療機関についてのご相談があった場合には、近隣市町の産院についての情報提供をし、相談に乗っております。

今後につきましても、県の進める母子保健行政と合わせ、妊娠期間中の妊婦一般健康診査の助成や保健指導の充実に努め、安心して出産育児に臨んでいただけるよう努めてまいります。

○加藤 弘君

なかなか現実的にはいろいろ難しい面もあるかと思いますが、市民が安心して住めると。市長の言われたように、住んでよかったと思われるように、そういうためにも、市長

にいまいちど政治的な手腕を発揮していただいて、産婦人科とそういう関連の病院を八街市内に、近隣でも結構なくなっている町があるということも伺っておりますので、その辺は市長の手腕で、八街市に一病院を何とか誘致してくれるようなことを、いろいろ行動していただけないかどうか、いかがでしょうか、市長。

○市長（北村新司君）

妊婦さんのうち、約10パーセントの方が利用されていましたが、市内の医療機関が、昨年4月からなくなりました。これは、お母さん方にとりましても、大変心配なことでありまして、憂慮すべきことでございます。民間の医療機関であり、また医療機関側の事情もありますので、やむを得ないと思っておりますが、しかしながら、街の安心・安全、市内で出産できる医療機関が必要であるということは、十分認識しております。

誘致につきましても、私はいろいろな医師会、あるいは今、東邦大学医療センター佐倉病院の医療フォーラム、あるいは高根病院の意見交換会、各種医師会との情報交換あるいは懇談会に積極的に参加しております。特に東邦大学医療センター佐倉病院の医療フォーラムにつきましても、東邦病院長の加藤先生より直接依頼がございまして、市長にもぜひ医療現場の先生方のお話も聞いていただきたいという直接的な要請がございまして、東邦大学医療センター佐倉病院の医療フォーラムに参加しております。大変、先生方の直接現場における苦悩、苦労をお聞きして、大変参考になる部分の多いことを認識しております。

そうした中で、医療関係者につきましても十分交流を図りながら、その産婦人科医というのは大変厳しい状況があるということも、先生方から聞いております。そのことも踏まえまして、できるだけ八街市に誘致できるよう努力してまいりたいというふうに思っております。

○加藤 弘君

今の市長の答弁は心強く思い、若い方々に、またこういう相談された方には伝えてまいります。よろしく申し上げます。

それと、（3）振り込め詐欺と悪質電話勧誘対応機器の無償貸し出しについてです。

昨年の県内の振り込め詐欺などの特殊詐欺被害総額が、約31億9千万円と、過去最悪だったと県警が5日に発表し、振り込め詐欺の緊急対策会議を開いております。それで、県内自治体では振り込め詐欺などの悪質電話勧誘の対応機器を無償で貸し出す動きが広がってきていると伺っております。

当市においても、振り込め詐欺被害者等が出ていると伺うところですが、市民の安全という面を重点に考えた行動として、悪質電話勧誘の対応機器の無償貸し出し等ができないか。その辺の考慮をしていただけるかどうか、伺いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

振り込め詐欺などの特殊詐欺は、近年増加傾向にありまして、平成24年には、全国で8千693件、額にして364億円の被害が発生しております。また、振り込め詐欺の83.4パーセントは首都圏の1都3県で発生し、20.9パーセントは千葉県で発生しております。

す。本市におきましても、昨年、対前年比6件増の7件、額として3千万円の振り込め詐欺被害が発生しております。

このような状況の中、現在、県内の一部の自治体で振り込め詐欺などの特殊詐欺対策の1つとして、民間会社を活用しまして、悪質電話勧誘の対策機器の無償貸し出しを行っている事例がございます。

なお、これには若干の個人負担がかかる場合があったり、サービス開始後間もないことから、導入効果なども確認されていないなどのことから、どの程度、市民からの申し込みが見込めるか不明な点がございます。

しかし、振り込め詐欺などの特殊詐欺は、あの手この手と新たな手口で市民の財産を狙ってきます。現在行っている防災行政無線を活用した周知あるいはメール配信を継続することとどまらず、今後出てくる悪質電話勧誘の対策機器などの、新たな対策方法などにつきましても検証してまいりたいというように考えております。

○加藤 弘君

今の答弁で、新たな対策方法などについても検証してと言われておりますが、いつ頃までにどのような対策方法を検証していかれるのか、わかりましたらお願いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

その前に、今ご紹介があった機器なんですけれども、迷惑電話チェッカーといわれるようなものでございまして、あらかじめ、実証実験の協定について、民間会社と警視庁であるとか、埼玉県警であるとか千葉県警、千葉県警が平成25年10月からなんですけれども、契約といいますか、協定を締結して運用しているということで、この通信会社の方では、自治体に100台無償で貸し出しをして、自治体が窓口になって2年間、モニターを募集して、その後配布をして2年後には回収すると、そこまで行うというような取り組みでございまして、

先ほど、市長の方からも申し上げましたけれども、このサービスを受けるためには、いわゆるナンバーディスプレイへの加入が条件になります。これは加入時には工事費として2千100円、それから月々の利用料として420円の負担がかかります。それから、2年間はモニター期間中ということで利用料金はかかりませんが、この期間が終了した後、継続してサービスを受けるということになりますと、改めて契約が必要になって、月額が700円かかるというようなことがございます。

そのようなことも含めて、先ほど、これは市長答弁の繰り返しになりますけれども、無償貸し出しとは言っても、今申し上げたとおり、将来を含めて一定の個人負担が発生してしまうというようなこと、それから、サービスが開始されたのが平成25年7月からということで、期間が短くてまだ効果の検証、これが十分されていないということもございまして、今後こういったことも踏まえて、新たな対応機器だとかサービス、これが提供される可能性など、こういったことも考えられます。

時期については、明確に申し上げられませんが、今のところでは、ご提言あったことにつきましては、こういったことの効果あるいは新たなサービス等も含めて、いろいろ可

能性を検討させていただきたい、状況を見させていただきたいということでございます。

○加藤 弘君

この詐欺の被害者は高齢者が多いので、なかなか自分でといっても、本当に無理だと思います。これらに、ちょっと遭いそうになったという方、老人会等の中で伺いましたら、本当にわからなかったと。孫の声とそっくりだったと。私もついほうつとしちゃったということも伺いました。だけども思って思いとどまったということを伺いまして、やはり、高齢者は自分の孫という、そのこと自体に弱いところがございますので、なかなかはっきり断ることが、現実的には難しいということもございますが、そういう経験者もいらっしゃるの、できるだけ前向きに、いろんな情報を早期に収集していただき、何らかの対応を行政とできないかどうか、その辺も検討していただきたいという思いであります。

それと、次に（４）待機児童の状況等です。

近年、待機児童が多いということで、２園の私立保育園が開所しておりますけれども、いまだ、ある意味待機児童がゼロという形には解消されておりません。今後、この問題に対する対処をどのようにしていくのか。

それと、この２園をつくっても、まだ難しい待機児童があるというこの辺の問題分析をどのようにされているのか。その辺をちょっとお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年の２月１日現在の保育園待機児童数につきましては、八街保育園が９人、実住保育園が５人、朝陽保育園が４人、交進保育園が８人、二州第一保育園が７人、二州第二保育園が一人、生活クラブ風の村保育園八街が６人、八街かいたく保育園が５人の、合計４５人となっております。

また、クラス年齢別に申し上げますと、０歳児クラスが２３人、１歳児クラスが１１人、２歳児クラスが５人、３歳児クラスが４人、４歳児クラスが１人、５歳児クラスが１人となっております。

また、昨年４月１日に、八街かいたく保育園が市内８番目の認可保育園として開設したことから、昨年度の同時期の待機児童数１０７人と比較して６２人の減となっております。待機児童の対応策といたしましては、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む市内の私立認可保育所に処遇改善に要する費用を交付することにより、保育士の確保を進める保育士等処遇改善臨時特例事業を実施しております。

また、平成２７年度から始まります子ども・子育て支援新制度に先立ち、当市におきましても、八街市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた準備を進めているところでございます。計画策定にあたりまして、国の基本指針等に基づいて、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するためのアンケート調査を実施しているところでございます。

今後、この調査結果に基づきまして、市民が必要とする保育の量、保育の質を把握することにより、保育の量的拡大・確保を図り、待機児童を解消するための重要な計画づくりを進

めてまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

北口が、今まだ駐車場や何かできた程度で、核施設等はできておりません。そういう中で、今うわさに伺いますと、商業施設等へのいろいろなお話が出ているということも伺っております。そういう中へ、駅前保育施設というような形で、今後、担当課の方では検討していく考えはございませんでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今現在のところ、いわゆる駅前保育施設ということについては、本市の地域特性等を考えまして、担当部署としては、現在は検討していないという状況でございますが、先ほど市長から答弁がございましたように、今、保護者の方にニーズ調査を行っております、それに基づきまして、平成26年度、本格的に子ども子育て支援事業計画を子ども策定しますので、その中で待機児解消の1つとして検討できればというように思っておりますので、平成26年度、ニーズ調査のもとに検討してまいりたいというふうには考えております。

○加藤 弘君

次に、教育問題についてですが、（1）教職員の時間外労働の状況について伺います。

一昨年、全日本教職員組合（全教）が公立の小・中高校などの教員などを対象に行った勤務時間に関する調査で、学校で正規の勤務時間以外に働いた時間が1カ月間に100時間以上の教員は約2割に上ると報告されています。

この調査は一昨年10月に39都道府県の教職員等を対象に行われ、学校での勤務時間外労働が1カ月間に100時間以上だったのは21.3パーセント、80時間以上は14.5パーセントで、60時間以上は21.6パーセントと報告されており、勤務時間外労働の平均は72時間56分で、このうち土曜日は16時間14分とされています。

学校別では、中学校が91時間43分と最も多く、部活動の顧問を務める教員が多いためと見られる。土曜授業を実施する自治体が増えているためか、週末の時間外労働が増加傾向にあると報告されておりますが、本市においてはどのような勤務状況になっているのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、学校現場に求められる対応は多岐にわたり、教職員は多忙を極めております。本市においても、各学校現場では、早朝からの勤務、夜遅くまでの勤務が見られます。早朝は、登校時の見回りや、登校を渋りがちな児童・生徒の家庭訪問等の対応、夜は、欠席児童・生徒への家庭連絡や訪問に加え、職員同士の打ち合わせや学級事務、校務分掌事務を行っている現状から、必然的に時間外の勤務が生じているものと捉えております。また、よりよい授業を目指す熱意から、授業の準備に多くの時間を費やしている状況でございます。

教職員個々の出退勤時間については、各学校において管理職が確認し、時間外労働時間が短縮されるよう指導しております。具体的には、ノー残業デーの取り組みや職員会議等の時

間短縮及び事務作業のスリム化等、各学校において改善に向けた工夫がなされるよう働きかけているところでございます。これまでも協力を得ている登下校の見回り活動等を含め、家庭や地域との一層の連携強化を図り、教職員の負担軽減、時間外労働時間の短縮に向けて工夫を重ねてまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

自分の持ち時間が大分迫ってきたので、次にいきます。

(2) 長期欠席、不登校児童・生徒の状況と対応策についてお伺いいたします。

長期にわたりさまざまな努力をされて、長期欠席、不登校児童・生徒数は減少傾向にあると伺っておりますが、県内他市を見ますと、依然と当市の人数が多いようですが、長期欠席の人数、不登校児童・生徒の人数とそれぞれの理由はどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

また、この問題を解決するには、児童・生徒自身なのか、周りの人なのか、親なのか、家庭として問題を抱えているのか、教育委員会としてはどのように分析されているのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

1月末の不登校欠席児童・生徒は、小学校で0.83パーセント、中学校で4.90パーセントです。これは昨年度と比べ、小学校では横ばい、中学校では0.40パーセントの減少となっております。しかしながら、県平均と比べると依然としてその割合は高い状況です。

不登校への対応策として、次の3点を取り組んでおります。

1点目は、未然防止の取り組みとして、各学校において、「魅力ある学校づくり」を推進しております。「魅力ある学校づくり」とは、学校を「さまざまな活動を通して自己有用感の持てる場」、「わかる喜びを知り、主体的に学習できる場」とすることです。そのことで児童・生徒の登校意欲を育てております。

2点目は、不登校児童・生徒に対する早期対応です。今年度は、県の緊急雇用創出事業を活用して、教育補助員を配置し、個別対応の充実を図りました。また、7月から八街東小学校に遅刻・不登校対策として、週3日の午前中2時間、訪問担当の学校教育相談員を派遣しております。さらに、児童、保護者、教職員の相談を行うため、年2回、全小学校に市カウンセラーによる巡回相談を行いました。

3点目は、連携と状況に応じた段階的支援です。家庭支援の必要な不登校児童・生徒につきましては、市長部局、民生委員、主任児童相談員及び関係諸機関等と連携し、対応しております。一方、市教育支援センター「ナチュラル」では、不登校児童・生徒の居場所づくりとともに、学ぶ楽しさ、活動する楽しさを少しずつ体験させるようにしております。また、家庭訪問担当学校教育相談員、各中学校の校内適応指導教室、各学級等が連携し、学校復帰につながるよう支援しております。

教育委員会としましては、今後も不登校を作らない学校づくり、不登校の解消に向けて、

より一層取り組んでまいります。

○加藤 弘君

自分の持ち時間をオーバーしてしまいましたので、教育問題につきましては、また後で担当課の方に行って、細かいこととお伺いしますので、よろしくお願ひします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上でやちまた21、加藤弘議員の代表質問を終了します。

会議中ではありますけれど、ここで昼食のため休憩をいたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午後12時08分)

(再開 午後 1時09分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の代表質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、日本共産党を代表いたしまして、私は2点にわたりまして質問をいたします。

まず、市長の政治姿勢についてであります。

国の新年度予算は、消費税増税と社会保障の改悪による国民への負担増、その一方では、大企業減税で、国民の暮らし破壊の内容となっております。

4月から予定されている消費税増税実施に向け、安倍政権は臨時福祉給付金支給や、昨年末には好循環実現のための経済対策を打ち出し、準備は整ったとしています。しかし、こうした対策を持ち出さなければならないほど、消費税増税がいかに苛酷なものであるのかを実証しているようなものではないでしょうか。国民の収入が減り続けている中で、4月から消費税の8パーセント増税は、社会保障の負担増を含めて総額10兆円もの負担を国民に押し付けることとなります。個人消費がますます冷え込み、景気が悪化し、国も地方も税収がさらに落ち込むことは明らかであります。

こうしたもとでの八街市の新年度予算は、家計をあたため暮らしを応援する、また、福祉・教育の充実と生活密着型公共事業で地元の業者が主役の経済振興、また、自然エネルギーの利用促進、農業の振興などで、地域内経済循環を促進することが求められていると思います。

そこで、八街市の新年度予算編成にあたりまして、まず1点お伺いいたしますのは、消費税増税による市民の暮らし・市財政への影響について、どのように市長は認識されているのか、伺うものであります。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

消費税増税につきましては、前民主党政権のもと、消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案が可決・成立し、現行5パーセントの消費税率が、平成26年4月に8パーセント、平成27年10月には10パーセントへと、引き上げられることとされております。

また、一昨年12月の衆議院総選挙後に発足した新政権のもと取りまとめられました平成25年度税制改正大綱には、「平成26年4月から17年ぶりに消費税率が引き上げられることに対応する措置を講ずる。」と記されておりましたが、具体的な対応策については不透明な部分が多かったことから、全国市長会を含む地方六団体を通じまして、「消費税率引き上げの実施にあたっては、東日本大震災の影響や厳しい地域経済の状況等に配慮するとともに、消費税の逆進性を踏まえた低所得者への対策を講ずることが必要である。」とする旨の要望書を提出したところでございます。

しかしながら、今般、実際に提示された対応策は、低所得者と子育て世帯を対象とした暫定的・臨時的な給付金給付措置のみであり、いずれも対象一人あたり1万円が給付されるものでございます。これらの措置は、あくまでも一個人、一家庭を対象に、暫定的かつ臨時的に実施されるものであり、中小の企業などを対象とした対応策につきましては、具体的な提示がなされておられません。

消費税増税問題につきましては、これまでも何度かお答えしてまいりましたが、国政の場におきまして、しっかりとご議論をいただかなければならない問題であり、中小企業などにも配慮した不公平感のない、国民の誰もが納得できる施策としていただけるよう、切に願うものでございます。

また、市財政に対する影響も大変大きなものとなっており、その影響額につきましては、特に影響が大きいと思われる物件費、維持補修費、普通建設事業費について算定したところ、1億5千万円程度に上るものと試算するものでございます。

○丸山わき子君

私は、国で十分議論していただくではなくて、もうこの4月から消費税増税がされれば、市民の皆さんの暮らし、一体どんなふうになってしまうのか、そのことをお伺いしたわけです。今までの経過などは、私は伺ってはおりません。

この消費税増税が実際に導入をされれば、市民の皆さんは、今は年金がどんどんと削減されていると。物価が上がっていると。これで消費税増税となったら、もう暮らしが成り立たないよという、大変不安な毎日なわけです。業者の皆さんにつきましては、仕入れにかかる消費税分が増えてしまう。しかしこれは値上げできない。身銭を切らなければならないと、本当に暮らし、営業への不安は募るばかりだというふうに思うわけです。

市民の皆さんは、4月から、70歳から74歳までの医療費の窓口負担、段階的に2倍化されてしまう。また、後期高齢者医療制度の保険料が引き上げになってしまう。介護保険制度の見直しが始まる。高校の授業料の無償化が廃止される。市民負担が目白押しなわけです。安倍政権は、アベノミクスで景気を回復できるとしましたけれど、市民の暮らしは全く逆で、苦しくなっているわけです。多くの市民は、景気回復の実感を持っていないわけなんですね。

このよう景気の状況や暮らしの実態を考えれば、少なくとも、市で決められる公共料金である使用料等への消費税の転嫁は中止すべきじゃないかと。市民の暮らしに寄り添う姿勢を示すべきではないかというふうに思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

この消費税率引き上げにつきましては、平成25年10月1日に閣議決定されておりました。その際、「地方公共団体におかれましては、消費税率の引き上げに伴う公共料金等の改定につきましては、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する考え方を踏まえ、平成26年4月1日の消費税率引き上げに向け、適切に対処するようお願いし、通知する。」というような通知を、地方自治法第245条の4に基づいて、八街市につきましても実施することにつきまして、議会の了解をいただく旨の予算案でございます。

○丸山わき子君

ですから、それはその経過を聞くわけではなくて、市民の皆さんの生活実態から言えば、せめて、八街市が転嫁しようとしている使用料等について、これを食い止める、市民に寄り添った対応をすべきではないかというふうに思うわけです。

国は、地方消費税交付金の増収分については、社会福祉のために使いなさいよと、地方自治体に求めているわけです。そういった点では、八街市も若干新年度あるわけですから、こういった増収分については、市民の皆さんのために使うべきではないかと。例えば障害者のいる世帯あるいは低所得者世帯の水道料金の減免、こういった点でも対応してもいいのではないかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○財政課長（佐藤幸男君）

今、議員さんのおっしゃられましたように、消費税率アップに伴って使用料等の改定を行っているわけですが、その使用料等の増額分につきましては、先般、国というか上の方から通知がきましたとおり、社会保障に使わなければいけないということで、私ども社会保障関連の事業を行っているわけですが、それに充てるべくということで考えております。

○丸山わき子君

関連に使うのではなくて、この消費税の増税分については、ではこれに使いますと、はっきりと市民にわかる形で示すべきではなからうかというふうに思うわけです。そういった形でも対応はされていないというふうに思うわけなんです。

政府は、消費税増税分の8兆円のうち2兆8千億円を社会保障の充実に回すと、このように言っているわけですが、国民の負担増・給付減はそれを越えた3兆円にも及んでいるわけです。消費税を増税しても、社会保障は充実するどころか大改悪になってしまうと。その上、八街市は、上下水道をはじめ公共施設、あるいは給食費にまで消費税増税分を転嫁するわけです。市独自の福祉充実策も具体化しないまま市政運営でなると。市民は納得がいけないと思います。弱い者いじめの庶民増税路線への追随をやめるよう、強く指摘しておきたいというふうに思います。

それでは、次に、八街市の新年度予算の財源確保についてお伺いするものであります。

新年度予算編成は、財政の硬直化のもとで、大変厳しい予算編成となっている、このことは十分伺えるところでございます。

しかし、この原因、なぜこんなに厳しくなってきたのかといいますと、これは9年前、政府は、三位一体改革で税源移譲と引きかえに、国庫補助負担金の廃止あるいは縮減、また地方交付税の削減をして、全国の自治体に徹底した職員の削減と事業の民間への移管を求め、そのための集中改革プランを作らせた。また、その後は、行財政改革プランを作らせて、市民サービス削減と市民負担増の市政運営を強いてきたわけです。その結果、削るところがないほどスリム化し、地方自治体の暮らし・福祉を守るという独自の役割を負えないような状況を作り出してきた。

そこで、今後、国に対し地方交付税の増額を要求すること。また、八街市においては、街起こしをしていく資源が大変多いわけですから、税収の増につながる地域経済活性化への取り組みを全庁挙げて、市民協働で積極的に進めるべきではないかというふうに思うわけですが、いかがなのか。

また、この財源の積極的な確保という点では、税の徴収強化を掲げていますが、どのように対応されるのか。

そして、予算編成方針の中で、使用料・手数料の見直し、また受益者負担の適正化、市有財産の有効活用、新たな財源の創出・確保に取り組むとしていますが、具体的にはどのような取り組みなのか、また、その総額はどのくらいになるのか、お伺いするものであります。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成26年度当初予算（案）の編成にあたりまして、予算編成方針におきまして、財源の積極的な確保について掲げてあります。

最初に、地方交付税についてでございますが、国の財政事情により、これまでの地方交付税の一方的な削減が行われてきているという感も拭えないことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、市長会を通じまして、国や県に対し、安定的に確保するよう要望してまいりたいと考えております。

次に、歳入の根幹をなす市税の徴収の取り組みについてでございますが、税法に定められた基準以上の所得や資産がある方に課されるもので、自主申告・自主納付が原則であり、納付を前提とした相談や調査を随時進めております。

滞納している方に対する現状は、納税相談を行い、納税に向けた道筋を相談するとともに、一方で生活状況から滞納処分が難しいと判断した場合は、財産調査をし、裏付を取った上で、法に基づく滞納処分の執行停止手続をとっております。しかしながら、法に基づく督促、催告に応じない、また、納付するに十分な所得がある滞納者にあつては、財産差し押さえなどの方法による徴収も進めなければなりません。税負担の公平性の観点から、制度に沿った方

法により、滞納整理を促進し、収納率向上に向け、より一層の取り組み強化に努めたいと考えております。

次に、受益者負担の適正化に係る使用料及び手数料の見直しといたしましては、4月からの消費税率等の引き上げに伴い、関連する項目について見直しを行ったところであり、約270万円の増額を見込んでおります。

次に、市有財産の有効活用といたしましては、歳出項目で、財産処分に必要な事務経費を計上しております。

次に、新たな財源の創出・確保の取り組みといたしましては、土地開発基金及びまちづくり基金について、基金の趣旨・目的に照らして、一定の役割を終えたことから当該基金を廃止し、基金残額約5千500万円を一般財源である財政調整基金に積み立てることによる議案第6号、第7号を上程してございます。

なお、平成25年度国の補正予算第1号が成立し、本市においても、道路等排水施設整備関連、教育施設関連等の補助事業について、前倒しでの予算化を予定しており、これらの地方負担額に応じたがんばる地域交付金が、平成26年度に交付される見込みとなっております。

○丸山わき子君

私は、この財源確保のところでは、特に税収強化という点で財源確保というところに力を入れるのではなくて、先ほども若干触れましたけれども、八街市は、街起こしをしていく資源は大変多いんだと。そういった点での税収増につながる地域経済活性化への取り組みをもっともっとやっていくべきではないかなというふうに思うわけですが、こういった点での取り組み、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

ただいまの件でございますけれども、今、るるいろんな意味で、活性化するための考え方を整理しております。特に、若手職員の職員研究会の中でも、こうした方法がいいんじゃないかという提言を、職員からいただいております。それらを含めた中で総合的、議会の皆様方とも議論をかわしながら、活性化についてはさらに努力しなきゃいけないというふうに思っているところでございますが、その中であって、特に、基幹産業が農業という位置付けを八街市はしておりますので、それらに沿った中で、活性化を含めた総合的な判断。どうしたら活性化するかということも含めまして、議会の皆様のお力添え、あるいは職員の方々の全知全能を掲げた中での活性化する街づくりに努力してまいりたいというふうに思っております。

○丸山わき子君

この若手職員の皆さんの提言もあるんだということを言われましたけれども、これは本当に積極的に職員の方々の意見を採用していく。それと同時に、やはり市民の方々からも提言をもらう。市民の方々からのそういった協力もいただいて、八街市の活性化に向けて、元気のある街づくりができる、そういう方向づくりをぜひ進めていただきたい。このことを

改めて申し上げる次第でございます。

それから、税の徴収強化については、財産の差し押さえもやむを得ないんだというようなことが言われております。答弁されました。しかしながら、この間の徴収強化のあり方を見ておられますと、毎月、毎月滞納した分を分納しているにもかかわらず差し押さえをするというような、大変冷たい対応が多々ございました。それはおかしいのではないかなど。市民の皆さんは一生懸命滞納整理のために分納をしているその最中に、はい、あなたは差し押さえますよと、新たな負担を押しつけるというね。そうではなくて、毎月、毎月分納しているわけですから、きめ細かに、このままいくと、まだこんなふうに残っちゃいますからどうしましょうかと、そういった懇切丁寧な取り組みが必要ではないかなというふうに思うわけなんです。

そういった点では、本来のこういった対応ではなく、もっともっと市民と密着した対策が必要ではないかなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

税に関してでございますけれども、丸山議員、今、滞納整理というようなことを中心にお話をされたわけですが、私どもの徴収の対策の強化策といたしましては、まず1つは、納税意識を高めていくんだというようなこと。それからもう1つは、納税環境の整備を図っていくんだということ。それから、3本目に、今お話が出たように滞納整理等によって徴収強化、これを進めていくんだというような、3つの柱を基本として行っているところでございます。

税の徴収には特効薬的な対応策がないというようなことをよく言われておまして、丸山議員さんからもお話がありましたけれども、私どもとしては、滞納者との対話、これを基本として、地道な納税活動、納税交渉、これを根気よく続けていくということを考えておりますし、先ほど納税環境の整備ということで申し上げたとおり、日曜開庁とか夜間相談窓口、これを開設して、納税相談の機会、これの拡充を図っておりますので、その際には、個々具体的な事情を踏まえた納税交渉、丁寧な対応に心がけているつもりでございます。これからもそういった形で進めていきたいと思っております。

○丸山わき子君

本当にそういうふうにやっていたら、毎月きちんと分納している方に対して差し押さえなんてしないと思うんですよ。私は、そういった意味では、暗に滞納者に対して、悪質滞納者ということに決め付けてしまう。そして差し押さえを乱発する。あげくの果てには学資保険を解約させてしまう。とんでもないことだと思うんですね。そういった意味では、市民の皆さん生活実態、それをきちんと受け止めていただいて、その中で、一人ひとり違いますから、その方ができる取り組みを応援していく、そういう立場にぜひ立っていただきたいというふうに思うわけでありまして。

次に、暮らし・福祉の充実についてお伺いするところであります。

市民の暮らし・福祉を守る予算の確保について求めるものでありますが、高齢者からは年金給付の削減と、物価高に続き消費税増税では、暮らしが成り立たないと、こういう悲鳴が

上がっています。新年度は後期高齢者の保険料の引き上げがある。平成27年度には介護保険料の引き上げ、サービス利用の制限が予定され、一層の負担増になる。もう本当に、高齢者はこれで生活が成り立たない、大変不安に思っています。

八街市の介護保険財政は、平成25年度1億1千400万円、平成26年度では約1億円の財源不足が生じると。そのために、財政安定化基金から借り入れて、平成27年度以降の保険料に上乗せして償還するとしています。これですと、高齢者の皆さんの介護保険料がぐんと引き上がることになるわけですね。こういったことをなくすために、ぜひとも一般会計からの繰り入れで、市民さんへの負担回避をすべきではないかなというふうに思うわけです。

またもう一つ、暮らし・福祉の問題といたしまして、子育ての場の確保の問題であります。

現在、親子が気軽に集えるいこいの部屋として総合保健福祉センター3階、あるいはスポーツプラザ2階が解放されていますが、総合保健福祉センターの開放日は、1月は2日間、2月は4日間。スポーツプラザは、1月は5日間、2月は6日間と、大変制限を受けた中での解放となっています。いつでも対応できる子育ての場を確保すべきであるというふうに思います。

以上、暮らし・福祉の充実についての質問であります。答弁いただきたいと思っております。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

最初に、介護保険特別会計についてでございますが、平成25年度の決算見込みにおいて、現在のところ歳入不足が想定されます。そこで、一般会計からの基準外繰入について検討いたしました。一般会計におきましても、大変厳しい財政運営状況であることから、千葉県が設置しております千葉県介護保険財政安定化基金の制度を活用いたしまして、財源補填として借り入れを計上した八街市介護保険特別会計補正予算を、本定例会の議案第15号に上程したところでございます。また、平成26年度におきましても、同様に財源補填として借り入れを計上いたしました。

したがって、一般会計からの財源不足を補填するための基準外繰入については、考えておりません。

次に、子育ての場の確保についてでございます。子育て支援についての部屋として一般開放している総合保健福祉センター3階の機能訓練室は、地域包括支援センターが、高齢者の介護予防教室として定期的に利用しており、予防教室が行われていない日を子育て支援のために一般開放室として利用しております。

今後の利用方法につきましては、各関係課で協議しており、平成27年度からの一般開放室としての常設に向けて検討しているところでございます。また、今後、一般開放室をご利用している方を対象にアンケートの実施も考えており、子育て支援のための部屋として充実したものとなるように検討していく予定でございます。

○丸山わき子君

まず、平成27年以降の介護保険料を引き上げないために、一般会計からの繰り入れを求

めたわけですが、いや、これは一般会計が大変だからということで、介護保険の県の財政安定化基金を借り入れていくんだという答弁でございました。八街市の介護保険料の滞納状況、これは県平均では普通徴収の29パーセント、県平均ですね。八街市は50.6パーセント、こういう多くの方が滞納されていると。来年度、保険料を引き上げれば、さらに支払えなくなる方が増えることは、明らかではないでしょうか。本当に深刻な事態だと思います。

こうした実態を無視して、平成27年度介護保険料を引き上げる。もう市民のための介護保険制度ではなくなってしまう。そういう点で、私は一般会計からの繰り入れをし、市民の皆さんの暮らしや福祉を守るという、この自治体の役割を果たしていただきたいと、このように思うわけですが、一般会計からの介護保険への繰り入れを禁じる法令上の規定も罰則もありません。

ぜひ、そういった点では、介護保険が本当に市民の皆さんのために実施できる、そういう内容にするために、一般会計からの繰り入れを検討いただきたいというふうに思いますが、再度、答弁いただきたいと思います。

○財政課長（佐藤幸男君）

先ほど市長の方からご答弁いただきまして、その中で、市の財政が大変厳しいということで、基準外繰入として一般会計からは補填しないという考えでございます。

私どもといたしましても、来年度から平成30年度における財政計画の中でも、15億9千万円の財源不足であります。近年においても、財政調整基金から多額な繰り入れを行ってきており、厳しい予算編成となっております。

また、これまでも市民サービスを低下させないように、何とか行財政改革に取り組みながら、事務事業の見直しや財源確保という観点から行ってきておるわけですが、そういうところから、財政調整基金も緊急的な役割を担っているというところもございます。また、国保財政も常日頃から厳しい財政運営を行っている。そういうところで、財政調整基金も歳計現金の方で繰替使用とか、そういうものも行っている中で、一般会計から繰り入れて行うというのは非常に厳しい状態であるということで、この件につきましては、基準外繰入はできないというような考えでございます。

○丸山わき子君

それがね、財政が厳しいからできないではなくて、やろうとすれば財源は、私は検討できるんじゃないかなというふうに思うわけですよ。

本当に八街市の普通徴収の滞納状況というのは、50パーセントにも、普通徴収をやっている方の半分は納められないという実態があるわけですよ。これは県下ワースト2です。こんな状況の中で、保険料を払わない人を見捨てていくのかと。私は、そういう点では、これはイの一番に体制を整えて、市民の皆さんが安心して介護保険を受けられる、そういう取り組みを重点化させていくべきだというふうに思います。これは、財政が厳しいからと、横に置いてはならない問題であるというふうに思います。ぜひ検討いただきたいと思います。

それから、子育ての場の確保につきましては、今後検討いただけるということでございますので、子育て中のお母さん方からは、本当に喜びの声が上がろうかと思えます。ぜひ、早期の実施、お願いしたいというふうに思えます。

次に、教育予算についてであります。

八街市の教育予算は大変少ないわけですが、地方交付税で交付金に参入される教育関係費はどのくらいになるのか、その辺についてお伺いいたします。

それと、また大変教育予算が少ない中で、小・中学校へのエアコン設置。これは切実な問題ではなかろうかというふうに思えます。異常気象のもとで、夏場の猛暑対策が急がれていると思えます。教育環境を整備することは自治体の仕事であります。子どもの学習面や健康面に大きく寄与するとともに、工事は地元業者に発注すれば、地域循環型の経済にも大きく貢献していくものと思われます。今年度からの設置を求めますが、その辺について、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成25年度の地方交付税の算定に用いる基準財政需要額のうち、教育関係費の算入額につきましては、小学校費として4億1千58万円、中学校費として3億534万9千円、その他の教育費として5億510万2千円、合計で12億2千103万1千円が算入されております。

次に、小・中学校のエアコン設置についてでございますが、1校当たりの事業費が400万円以上の事業につきましては、補助率が3分の1の国庫補助事業となります。現在、朝陽小学校の改築事業のほか、4校の耐震化事業、さらに、小・中学校屋内運動場の天井等の耐震事業を進めており、空調設備の設置につきましては早急に実施したい事業と認識しておりますが、施設の安全・安心が図れた後に、市の財政状況を踏まえた中で、今後、検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

まず、地方交付税の教育費の参入額につきましては、約12億円ということが言われました。特に、政府は義務教育に関しまして、新たな経済整備計画、これを打ち出しているわけです。これは、新学習指導要領に基づいてこれを整備してほしいんだということで、平成24年から平成33年度までの10年間の間に、単年度で約800億円を地方交付税として措置すると。全国の学校の環境整備を促しているわけです。

これは、小学校1校当たり約316万円、それから中学校1校当たり335万円という額になるわけですが、実際には、八街市平成26年度の教材・備品購入費、これは小学校全体で180万9千円。1校が316万円という予算がされているはずなのに、小学校全体で180万9千円。中学校は1校当たり335万円と予定されているわけですが、中学校では全体で148万5千円。これは前年度と全く同じ状況なんですね。

八街市の教育予算、これは2011年の比較なんですけれども、人口一人当たりの決算で

いきますと、36市中ワースト1。もちろん印旛郡市の中でもワースト1となっています。全ての子どもたちに行き届いた教育を保証するとともに、児童・生徒が生き生きと学校生活を送られるよう教育環境を実現しなければならないというふうに思うわけですが、そういった点でも教育予算を増やしていく、この取り組みはどのようにお考えてのか、お伺いいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

お答えいたします。

教育予算でございますけれども、確かに教材備品、備品関係につきましては、ここ2、3年の間にかなりの減額があったものということにつきましては、承知をしております。

しかしながら、教育予算につきましては、今年度も、見ていただくとおわかりのとおり、対前年度比で見ますと47.6パーセントですか、かなりの増額になっております。これは朝陽小学校改築が大きな理由でございますけれども、先ほども市長から答弁いたしましたように、まず安全・安心を最優先に考えて、朝陽小学校の改築工事、それから耐震化工事、屋内運動場の天井改修工事等を最優先に実施した後に、エアコンの設置等は考えていきたいというふうに考えております。

また、新年度におきましては、学校図書館の司書4人の配置予算、それから就園奨励費におきましては、PTA会費・生徒会費につきましても予算確保ができましたので、これは新たな教育予算の増大につながっているというふうに考えております。

○丸山わき子君

それは、当然やらなければならないところへの予算がついたということで、それも大変評価はしたいというふうに思うわけなんですけれども、何せ、予算は少な過ぎるところですね。この間の集中改革プラン、財政改革プランの中でも、教育費を一律にカットしてきた。その大きな結果であろうかというふうに思います。

そういう点では、八街市はもっともっと教育予算を増やし、子どもたちが安心して学校で豊かに過ごせるといった教育の環境整備、ここにももっと力を入れていただきたい。このことを申し上げておきます。

それと、小・中学校へのエアコン設置なんですけれども、これは文部科学省の補助金がついているということは、結局はもっと整備をなさいよということであろうかというふうに思うわけです。やはり、エアコンがついたところでは、「子どもたちの授業態度が落ちついた」と、約6割から7割の先生方がこういったアンケートへの回答を寄せております。健康と学習保持のために、ぜひ設置を急いでいただきたいというふうに思うわけですが、これは、新しく設置をすれば大変な額になるわけなんですけれども、リースにしますと10分の1の経費で済むというような、実際に実施している自治体からはそういった報告が上がっております。

ですから、いろんな形でもっと検討をしていただきまして、エアコン設置の取り組みを進めていただきたいなというふうに思いますので、ぜひ、その辺についてご検討いただきたいというふうに思います。

それから、次に、市民負担軽減の施策について伺うところであります。

国民健康保険財政は、年々医療給付費が膨らみ、悪化を加速させていますが、これを改善していくには、市民の病気の早期発見・早期治療への取り組みが鍵となっていると思います。しかし、成人検診では有料であり、また負担感は否めません。現在、がん検診推進事業対象者には無料クーポン券が配布されていますが、成人検診を受ける全ての市民を対象にした取り組みを求めたいというふうに思います。

それから、もう1つは、限度額認定証の問題であります。これも、国民健康保険税を滞納している市民に対しては、限度額認定証を発行していないと。昨年の3月議会では、交付に向けて検討したいと、このように答弁されていますが、どのように実施するのか、伺うものであります。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

特定健診は、死亡原因の約6割、医療費の約3割を占める糖尿病、高血圧症等の、生活習慣病を予防することを目的に実施しております。また、その他の疾病の早期発見や予防の効果も期待でき、疾病の重症化による医療費の増加を抑制することができるものと思われまます。さらに、平成26年度からは、腎機能検査を新たに追加する予定でございます。これからも、検査項目の追加等により、健診内容を充実させまして、疾病の早期発見、早期治療による、被保険者の医療費負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

次に、限度額認定証についてでございますが、高額療養費の支給につきましては、被保険者の属する世帯主からの請求に基づきまして、原則として償還払いとなっておりますが、特例によりまして、70歳未満の被保険者が入院及び外来で診療を受ける際、あらかじめ市から交付を受けた限度額適用認定証を医療機関に提示することにより、その支払いは、限度額までで済むこととなります。

この認定は、申請を行った被保険者が属する世帯の世帯主に、保険税の滞納がないことを確認できた場合に限り行うものとなっております。また、認定証の提示がない場合であっても、自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた分が、高額療養費として支給を受けることができます。

現在は、保険税に未納がある場合は、認定証を交付しておりません。しかし、人道的な配慮というようなことから、一時的な生活困窮により現年分の保険税の納付ができない場合や、継続した分割納付を行っており、完納予定が明確な場合を特別な事情として認めまして、認定証を交付することが、被保険者間の相互扶助の理念のもと、必要となる費用を被保険者の応分の負担で賄うという国民健康保険の根本原則を踏まえた上で、その妥当性、さらには被保険者間の公平、平等性確保等の観点から、さらにさらに検討をしてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

さらにさらに検討して何年たつのかなというふうに思うんですけども、限度額認定証の

問題ですね。これは、市民にとっては切実な問題なわけですね。これは予算を伴う問題ではなくて、市長の国民健康保険行政への姿勢が問われるという問題であると思います。

これは、国民健康保険財政を本当に円滑化させていくためにも、深刻な状況にもっていかないためにも、この限度額認定証の発行というのは切実な問題です。その、さらにさらに検討をしていないで早急に解決していただきたい。早急に限度額認定証の発行に取り組んでいただきたい。このことを申し上げておきます。

次に、地域経済活性化で元気なまちまちづくりという点でお伺いいたします。

市の経済を支える農業・商工に関わる新年度予算は、前年度よりも10.1パーセント減の3億6千100万円、歳出総予算のわずか1.7パーセントになっているわけです。基幹産業の商工業・農業への支援を強化して、地域内再投資力を高め、地域循環型経済を構築することが、今は必要であるというふうに思うわけですが、農業の振興についてどのように検討されているのか、簡単に答弁いただきたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

近年、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、後継者不足などによりまして、農家戸数等の減少が進んでいるところであり、持続可能な農業を実現するための対策が急務とされる中で、本市では、八街市総合計画2005に基づきまして、第2次基本計画を推進しており、さまざまな施策に取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、耕作放棄地の解消対策及び農用地の利用集積を推進するため、農用地の賃借人に対する農用地利用促進奨励金を昨年度に引き続き交付してまいりたいと考えております。さらに、新規就農者に対して給付される青年就農給付金事業についても推進して参るとともに、この給付金事業の給付要件に合致しない新規就農者を支援するため、市単独事業として、新規就農者支援金事業を実施したく、平成26年度当初予算に事業費を計上させていただきました。

また、本市の農業は、大消費地である首都圏に位置する好立地条件であることから、市場出荷を主体に推移してまいりました。ほかにも出荷体制として、さらに品質を安定させた農産物を市場に供給するため、市場からの要望である乾燥等による荷傷みを防止する、内袋を使用しての箱詰めができるよう、いんば農協が平成25年度に実施したにんじん選果機の更新事業についても支援しており、有利販売につながっておるものと考えております。

そのほかに、生産、加工、販売までを行う、いわゆる6次産業化への取り組みも、これからの農業振興を図っていく上で、有効な手段であると考えております。既に、市内では、生産した農産物を、ジャムやゴボウ茶、漬け物などに加工して、自ら販売を行っている事例もございます。千葉県等の関係機関と連携を図りながら、サポートしてまいりたいと考えております。

ただいま申し上げた取り組みを中心に、関係機関との連携をさらに密にし、本市の農業振興を図ってまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

多面にわたって市が一生懸命取り組んでいるという様子は、よくわかったわけですが、全体として地域経済活性化をどうしていくのかといった農林業振興のビジョン策定が必要ではなかろうかなというふうに思います。ぜひ、そういった点での取り組みを進めていただきたいなというふうに思います。

それから、最後に、公契約条例の制定。これは、私どもずっと早く制定してほしいんだと。このことが建築労働者の生活安定につながる。また、ひいては、地域経済の活性化にもつながるんだということを、求めてきたわけですが、その点についてどのように検討されたのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

公契約条例の制定につきましては、労働者の適正な労働条件が確保され、一定水準の賃金等が支払われるようにするために、本来であれば、国において適切に制度化すべきものではないかと考えております。

当市におきましても、公契約条例を制定し実施するには、賃金支払状況等の確認に要する事務作業や、人件費等の増加が見込まれ、また、全ての契約において適用できないことから、地域経済の立て直しや波及効果などの検証は難しいと考えております。

現在、市では、受注業者などが、労働基準法や最低賃金法などを遵守し、下請業者等に従事している労働者の適正な労働条件が確保されることを目的として、建設工事においては、来年度から低入札価格調査制度を導入し、最低制限価格の見直しも実施いたします。

今後、千葉県や近隣市町村での条例制定に向けた検討状況、あるいは先行自治体での実態等について、さらなる把握に努めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

なかなか消極的な対応で残念だと思います。八街市の経済活性化を願う、そういう立場から、積極的な調査・研究、早期の実施を求め、私の質問を終わりにいたします。

○議長（林 修三君）

以上で日本共産党、丸山わき子議員の代表質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで、10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時02分)

(再開 午後 2時12分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。

報道機関に対しまして、議場での写真撮影を許可してありますので、ご了承願います。

報告を終わります。

次に、誠和会、中田眞司議員の代表質問を許します。

○中田眞司君

誠和会の中田眞司でございます。質問に入ります前に一言、落ちつくために申し上げます。

ソチオリンピックも、24日未明閉幕いたしました。今回の大会は、88カ国、約2千900人の選手が参加したということではあります。日本でも113名の選手が参加いたしまして、結果、国外で行われたオリンピックのメダルの獲得数としては、最多ということで、いろいろな感動を残しながら、閉幕をしたわけでございます。

私もそれにあやかるわけじゃございませんけれど、何年かぶりの久しぶりの質問でございます。非常に緊張しております。その緊張をほぐしながら、順次質問をさせていただきます。今回の質問につきましては、大きな4項目について質問をさせていただきます。

質問の第1は、市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

八街市は当初予算、一般会計212億3千8百万円、前年度比6.6パーセント増の増額となっております。歳入は、全体の32.7パーセントを占める市税が約69億5千9百万円、また、財政調整基金からは約8億5千万円の繰り入れがあり、市税の収入が落ち込む中、道路整備はもとより福祉・教育施策を望む市民の声が多くあります。市はどのような姿勢でこれに臨んでいくのか。

まず、要旨（1）厳しい財政状況の中、新年度はどのような財源確保に努力されたのか、お伺いをいたします。

要旨（2）地方財政健全法における八街市の財政状況について、お伺いをいたします。

要旨（3）健全財政の堅持に伴う事業見直しについて、お伺いをいたします。

要旨（4）予算収入の32.7パーセントを占める市税の収納状況について、お伺いをいたします。

要旨（5）現在、市の土地であります市営住宅の跡地、再開発もない中、非常に多くの土地があいているわけでございます。その跡地の払い下げについて、お伺いをいたしたいと思っております。

要旨（6）市長になって今年で約3年半を迎えまして、市長の掲げた政策の実現度はいかがか、お伺いをいたします。

要旨（7）市長は、本年12月に任期満了となるわけでございます。今後の決意表明ということで、ぜひ市長の口からお伺いしたいと思っております。

質問の第2は、教育問題についてお伺いをいたします。

昨年の12月に新たに教育長になりました加曾利教育長、教育行政に大きな関心を持たれているということをお伺いしております。そこで質問をいたします。

要旨（1）教育長の教育方針について、お伺いをいたします。

要旨（2）先送りになった4校の耐震化について、今後の計画について、お伺いをいたします。

要旨（3）学力向上の対策はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

質問の第3は、農業問題についてお伺いをいたします。

要旨（1）市長は、八街市の農家で生まれ、農業者として農業を生業として生計を立てているはずでございます。農家の苦労は人一倍感じているということで、市長が思う農業の活性化についてどのような考えを持っているのか、お伺いをいたします。

要旨（2）北総中央用水の進捗状況について、また、今後どのような流れでいくのか、お伺いをいたします。八街の作物、いろいろな資材を使われているわけですが、その被覆資材は作物の促成化あるいは増収といった中で、こういった被覆資材が使われているわけですが、この被覆資材についても、それを何年、何年と何十年も持つわけではございません。そういった中、廃棄しなければならないという状況でございます。

要旨（3）廃プラ回収の推移についてお伺いをしたいと思います。

また、市長の公約でもあります、要旨（4）八街産野菜のトップセールス、具体的にはどのような活動を行ったのか、お伺いをいたします。

それと同じく、市長の公約であります要旨（5）八街エンジンのブランド化について、お伺いをいたします。

次に、質問の第4は、道路建設問題についてお伺いをいたします。

要旨（1）企業誘地について、お伺いをいたします。この企業誘致につきましては、税収増や雇用の創出といったことで質問いたすつもりでございます。これは、項目としては、市長の政治姿勢の方に入れようかと思っていたのですが、あまりそちらが多くなって、こちらの方の項目に入れてしまいましたので、こちらの方で答弁の方をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、八街バイパスは、平成14年に全面開通の予定でした。しかし、今、平成26年になっても、開通はおろか、個人交渉も終わっていない状況でございます。要旨（2）八街バイパスの進捗状況について、お伺いをいたします。

それから、前にも議会で何度か質問がございました酒々井インターチェンジのことです。

要旨（3）酒々井インターチェンジ、またアウトレットに接続するアクセス道路の計画について、お伺いをいたします。

また、今は車社会となり、通勤時間帯は国・県道はおろか、市道まで交通渋滞になり、この渋滞を避けるために、細い市道までも車は侵入してきます。子どもたちの通学時間とバッティングする非常に危険な状態でございます。要旨（4）信号のない危険交差点の整備は何か所を計画しているのか、お伺いをいたします。

最後に、私の持論でございます。要旨（5）街の活性化はまず道路の整備ということ、私はいつも思っておるわけでございます。今、計画されておりますバイパス以外に、また道路の計画はあるのか、お伺いをしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。どうぞ明解な答弁をよろしくお願ひします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

初めに、質問事項1、市長の政治姿勢について答弁いたします。

(1) ですが、平成26年度当初予算(案)の編成にあたり、財源の積極的な確保につきましては、予算編成方針でお示ししたとおり、歳入の根幹をなす市税収入については、財源確保の面はもちろん、税負担の公平性の観点から、課税客体的確な補足や債権確保に努め、さらなる収納率の向上に向け、より一層の取り組みを強化することとし、予算額といたしましては、前年度と比較して、0.5パーセント、3千752万2千円の増額となっております。これは、固定資産税において、新規の償却資産分、7千191万5千円の増が主なものであります。

次に、国及び県補助金等の確保といたしましては、国庫支出金において、新規に、榎戸駅整備事業に関する社会資本整備総合交付金5千80万円、朝陽小学校改築事業に関する再生エネルギー等導入推進基金事業補助金3千383万円を見込んでおります。また、県支出金においては、全額補助対象である青年就農給付金の件数の増、肝炎ウイルス検診費の導入、県民芸術劇場公演共催を利用したスクールコンサートの充実などを計上いたしました。

次に、受益者負担の適正化に係る使用料及び手数料の見直しといたしましては、4月からの消費税率等の引き上げに伴い、関連する項目について見直しを行ったところであり、約270万円の増額を見込んでおります。

次に、市有財産の有効活用といたしましては、歳出項目で、財産処分に必要な事務経費を計上しております。

次に、新たな財源の創出・確保の取り組みといたしましては、土地開発基金及びまちづくり基金について、基金の趣旨・目的に照らして、一定の役割を終えたことから当該基金を廃止し、基金残額約5千500万円を一般財源である財政調整基金に積み立てることとし、議案第6号、第7号で上程してございます。

なお、平成25年度国の補正予算第1号が成立し、本市においても、道路等排水施設整備関連、教育施設関連等の補助事業について、前倒しでの予算化を予定しており、これらの地方負担額に応じたがんばる地域交付金が平成26年度に交付される見込みとなっております。

そのほか、経常的経費につきましては、平成25年度予算と同様に、予算全般について平成24年度からの削減額の維持を基本とし、また、投資的経費については、補助対象事業、起債対象事業を優先することにより、財源確保に努めたところでございます。

しかしながら、財源不足の解消に至らず、平成26年度当初予算では、財政調整基金を前年度と比較して、6千379万4千円減の7億5千155万5千円を繰り入れ、特例債である臨時財政対策債を、前年度と比較して、1億1千万円減の10億9千万円を発行することにより、財源を確保したところであります。

次に、(2)ですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法は、市町村の財政を適正に運営することを目的として、平成19年6月に公布され、この法律により、地方公共団体は財政健全化指標等を公表することが義務付けられております。この指標が、国の定めた早期健全化基準を超えた場合には、早期健全化団体となり、早期健全

化計画を策定し、あるいは財政再建基準を超えた場合には、財政再生団体となり、財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組むこととなります。

そこで、本市の平成24年度決算における各指標でございますが、最初に、一般会計等を対象とした実質的な赤字の標準財政規模に対する割合である実質赤字比率につきましては、早期健全化基準の12.97パーセント、及び財政再建基準の20.0パーセントに対し、一般会計及び学校給食センター事業特別会計に赤字が生じていないことから、比率は算定されません。

次に、全会計を対象とした実質的な赤字の標準財政規模に対する割合である連結実質赤字比率につきましては、早期健全化基準の17.97パーセント、及び財政再建基準の30パーセントに対し、一般会計及び特別会計に赤字が生じていないことから、この比率も算定されません。

次に、一般会計等が実質的に負担する公債費の標準財政規模に対する割合の過去3カ年の平均である実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25.0パーセント、及び財政再建基準の35.0パーセントに対し、10.8パーセント、前年度比で0.4ポイントの減となっております。減となった要因としましては、平成21年度の指数より、平成24年度の指数が減になったことによります。

最後に、地方債の残高をはじめ一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合である将来負担比率につきましては、早期健全化基準の350.0パーセントに対し、52.9パーセント、前年度比で6.0ポイントの減となっております。減となった要因としては、主に一般会計等に係る地方債現在高が減少したことによります。

なお、将来負担比率には財政再生基準はございません。

以上のとおり、健全化判断の比率は、早期健全化基準を相当程度下回っていることから、本市の財政健全性は保たれていると判断しているところでございますが、この結果はあくまで、決算額を基礎に算定されているものであることから、今後も引き続き慎重な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に(3)ですが、本市の財政健全化を図るため、行財政改革の一環として、平成24年度より、事務事業評価シートを用いた行政評価を導入いたしました。

この行政評価は、事務事業に対する担当課の意見及び担当部長の意見を内部的に評価し、当該事務事業の必要性や公平性等を判断するとともに、問題点までも拾い上げることにより、今後の事務事業のあり方を検討、改善することを目的に実施しております。本年度より、市が内部で評価を行った事務事業を、その客観性や透明性を高めるために、学識経験者や市民委員の第三者で構成されます行財政調査会において、さらに評価する外部評価を実施していただきました。

この外部評価では、委員それぞれの視点から、本市の事務事業に対するご意見や提言を多数いただき、事業のあり方について一定の評価をいただいたものであります。市といたしましては、この外部評価結果を尊重し、事務事業の見直し等に取り組み、今後も継続して実施

してまいりたいと考えております。

なお、外部評価結果及び市の方針につきましては、ホームページ等で公表する予定であります。

次に（４）ですが、平成２５年度の市税の収納状況につきましては、この１月末現在の状況をもとにご答弁いたします。

市税全体の調定額は、８８億８千１８１万１千１６７円で、前年度と比較しますと２千１５７万５千３０円、率にして０．２パーセントの増となっており、収入額につきましては６１億９千１５５万３千２６４円で、前年度と比較しますと９千５６９万３千９４２円、率にして１．６パーセントの増となっております。収入歩合につきましては、６９．７パーセントで、前年度と比較しますと０．９ポイントの増となっております。現年課税分と滞納繰越分に分けて比較しますと、現年課税分が８５．５パーセントで、前年度比０．３ポイントの増、滞納繰越分が１２．０パーセントで、前年度比０．６ポイントの増となっております。

次に、税目別の収納状況につきましてご説明いたします。

市民税につきましては、調定額４３億３千４３８万３千５５０円で、収入額２７億７千９９３万９千７１４円、収入歩合は６４．１パーセントで、前年度と比較して０．３ポイントの増であります。

固定資産税につきましては、調定額３６億２千４４８万８千６９円、収入額２５億８千７０１万８千８８８円、収入歩合は７１．４パーセントで、前年度と比較して１．２ポイントの増であります。

都市計画税につきましては、調定額１億５千９９６万２千７９９円、収入額１億１千２４１万９千８３２円、収入歩合は７０．３パーセントで、前年度と比較して０．７ポイントの増であります。

軽自動車税につきましては、調定額１億９千７５２万９千８９９円、収入額１億４千８３５万７千８０円、収入歩合は７５．１パーセントで、前年度と比較して０．８ポイントの増であります。

市たばこ税につきましては、調定額、収入額ともに５億６千３８２万４千５０円で、前年度と比較しますと、５千５６５万８千３７７円の増であります。

特別土地保有税につきましては、調定額、収入額ともにゼロとなっております。

また、収入歩合を現年課税分と滞納繰越分に分けて見ますと、現年課税分で都市計画税を除く全ての税目で前年度より増えており、滞納繰越分では、全ての税目において増となっております。

次に（５）ですが、市営住宅富士見団地は、平成２６年度に集会所を含め、空き家３戸を解体する予定になっており、解体終了後は、現在入居している３世帯を除いた市営住宅用地を行政財産から普通財産とする手続を行った後、売却も含め有効利用を考えております。また、実住団地につきましては、現在９世帯が入居しておりますが、用途廃止されている市営住宅用地を含め、将来的には売却も視野に入れながら、市有地としての有効利用を考えてま

いりたいと考えております。

次に（６）ですが、市民の皆様並びに議員の皆様のご理解、ご協力、ご指導をいただく中で、間もなく市長就任から３年半を迎えようとしております。私は、「活力と希望にあふれ、誰もが住んでいて良かったと思える八街」を実現するため、八つの街づくりを公約に掲げ、その実現に向けたさまざまな施策に取り組んでまいりました。

これまでを振り返りますと、就任から３カ月が過ぎたばかりの３月１１日に発生した東日本大震災と、追い打ちをかけるかのように発生した東京電力福島第一原子力発電所における放射能漏えい事故など、短期間に多くの難題に直面いたしました。いずれも過去に経験したことのない出来事であったことから、対応には大変苦慮いたしました。多くの皆様のご支援、ご協力により、無事に乗りきることができました。

この３年半は、長引く景気低迷に伴う市税収の落ち込みなど、大変厳しい財政状況のもとでの取り組みでありましたが、一定の成果が得られた３年半であったと受け止めております。特に、公約の２つの柱として掲げておりました朝陽小学校校舎改築事業につきましては、平成２７年１月の完成に向け、順調に工事が進捗しており、もう一つの柱であります榎戸駅東口整備事業につきましても、ＪＲ東日本千葉支社との協議のもと、現在、詳細設計が行われており、今年秋頃の工事着手に向け、準備が進められております。いずれの事業につきましても、関係する全ての皆様のご理解とご協力により、成し得たものであります。この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、八街市ホームページの市長の部屋の中にも、これまでに取り組んできた事業など、５２項目を掲載させていただいております。その中の主な項目につきましてご紹介させていただきます。

まず、１つ目の公約として掲げさせていただきました「健全財政を堅持する街づくり」では、放射能漏えい事故に伴う東京電力への損害賠償請求や、市若手職員によります八街市地域活性化研究会の設立、行財政改革推進室の新設によります事務事業の総点検の開始のほか、市長交際費支出基準の見直しなどを行ったところでございます。現在、平成２２年から平成２６年までの第２次基本計画を推進しておりますが、八街市行財政改革プランの着実な推進と市民ニーズを的確に捉えた財政運営を、引き続きしっかりと推進してまいりたいと考えております。

次に、２つ目の公約として掲げさせていただきました「安全な道路整備環境を整える街づくり」では、八街バイパスの早期完成について、国・県への要望活動を実施したほか、住野十字路を含む酒々井インターチェンジ周辺地域の渋滞緩和対策の実施について、県や関係機関に対する要望活動を実施いたしました。八街バイパスにつきましては、主要地方道千葉・八街・横芝線から成東・酒々井線までの区間が平成２３年５月に開通いたしました。引き続き、中央公民館付近から六区１号線までの区間につきましても、平成２８年度中の開通を目指し、工事に着手することが決定しております。今後も市議会議員の皆様、そして山本義一千葉県議会議員との協力のもと、早期完成に向けた国・県への要望活動を継続するとともに

に、市道や歩道の整備につきましても、優先順位を見極めた上で、順次、推進してまいりたいと考えております。

3つ目の公約として掲げさせていただきました「子育て支援充実の街づくり」では、保育園の待機児童解消策として、臨時保育士の増員や私立保育園への管理運営補助金等の拡充、第3朝陽児童クラブの開設、児童医療費助成対象の中学校3年生までへの拡大、さらには、援助等が必要とされる園児・児童・生徒の安全確保、及び園や学校における生活への適応を補助するための教育補助員配置事業を開始するとともに、未熟児の養育医療に要する費用を支給するための未熟児養育医療事業などを開始したところでございます。子育ては、社会全体で応援することが必要であり、若い世代が安心して子どもを産み、育てられる環境を整えることが大切であると認識しております。引き続き、子育て支援の充実した街づくりに努めてまいりたいと考えております。

4つ目の公約として掲げさせていただきました「便利で快適な活気あふれる街づくり」では、公約の柱の1つでありました榎戸駅東口整備事業が、JR東日本千葉支社との基本協定の締結や詳細設計業務の実施を経て、いよいよ最終段階に突入いたしました。このほかにも、周辺地域の冠水対策として東京都八街学園協に雨水調整池の建設を進めていること、八街市地域公共交通協議会を新たに設立して、ふれあいバスを含めた市内公共交通のあり方について検討を開始したこと、成田空港においてさまざまな特典を受けられる成田空港パスポート、いわゆるエヌパスの利用が八街市民にも可能になったこと、広報やちまたの発行回数を、月1回から月2回に増やしたこと、このほかにも、ヒマワリの市の花指定や、ピーちゃん・ナツちゃん、ぼっちくんへの特別住民票の交付などを実施いたしました。

5つ目の公約として掲げさせていただきました「子どもたちのために教育環境の整う街づくり」では、もう1つの公約の柱でありました朝陽小学校校舎改築工事に着手することができました。現在、平成27年1月の完成を目指して工事が進められており、3学期中には、新しい校舎において授業が受けられるようになります。朝陽小学校に通う子どもたちや関係者には、大変ご不便をおかけしておりますが、もうしばらく、ご協力いただきますようお願いいたします。

八街市の未来を担う子どもたちの健全育成のためにも、教育環境の整備は重要な課題の1つであると考えております。工事がおくれておりました交進小学校、川上小学校、八街東小学校、八街中学校4校の耐震化につきましても、夏休み中の工事実施に向け、準備を進めております。今後は、市民の皆様の避難場所としての利用が考えられる屋内運動場の天井等の耐震対策について、順次、改善に努めてまいりたいと考えております。

6つ目の公約として掲げさせていただきました「健康と思いやりあふれる街づくり」では、子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン接種費用への助成、40歳から74歳までの方を対象とした人間ドック助成事業のほか、75歳以上の方を対象とした高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用への助成などを開始いたしました。

市では、これまでも集団健康診査を実施してまいりましたが、最近では、疾病の早期発見

や予防を目的として受診する方も増えております。短期人間ドックは、疾病の早期発見、また、結果として医療費の削減にもつながるものであり、長期的には国保財政の安定に寄与するものと期待するところでございます。

7つ目の公約として掲げさせていただきましたのは「農・商・工業を大切にする街づくり」です。昨年10月に本市を襲った台風26号は、農業施設や農作物に対し、甚大な被害をもたらしました。今回の台風により農業災害を受けた方が、金融機関から経営を維持するために受けた融資に対し、その利子分を補助する農業災害対策利子補給事業を開始したほか、「農・商・工業を大切にする街づくり」とは直接は関連いたしません。台風26号により家屋等に被害を受けた方に対する支援につきましても、新たに開始したところでございます。

このほかにも、本市特産品を利用したにんじん料理コンテストやアイデア料理コンテストの開催、さらには、安倍総理大臣や森田千葉県知事への本市特産品のPR活動、東京都庁、両国国技館、浦安コンベンションセンター、B1グランプリ勝浦会場などにおける本市特産品の出張販売など、積極的なトップセールスにも努めてきたところでございます。

さらに、八街市優良特産落花生業者会が主体となり実施した八街産落花生の郵便カタログ販売や、公共核施設用地の有効活用策として、昨年9月に開始しました八街駅北口“市”なども、年中行事として定着しつつあり、大変好評をいただいております。

また、市場などにおきましては、安心・安全でおいしいと、大変高い評価をいただいている本市農産物ではありますが、消費者にも同様の評価がいただけるよう、さらなるPR活動が求められており、八街産野菜のブランド化とともに、積極的に推進してまいりたいと考えております。

さらに、商・工業につきましても、地域における活力ある商工業活動を展開していくことが不可欠であり、夏まつりや産業まつりなど、市民の皆様と一体となったイベントの推進により、さらなる地域の活性化が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

8つ目の公約として掲げさせていただきました「高齢者がいきいきと生活できる街づくり」では、ひとり暮らしの高齢者が安心して生活するためのひとり暮らし高齢者等訪問業務や、高齢者宅を訪問する機会の多い民間事業者のご協力による八街市高齢者見守りネットワーク事業などを開始させていただきました。

本市におきましても、少子高齢化や核家族化が進行する中、ひとり暮らしの高齢者が多くなってきております。ひとり暮らしの高齢者が、いつまでも住み慣れた地域の中で、安全で安心して生活できるように、ボランティアや民間団体など、さまざまな社会資源の活用を視野に入れた街づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、市長就任からの3年半に行ってまいりました主な取り組みについてご紹介させていただきました。限られた財源の中での市政運営であったことから、掲げた公約の全てを実現することはできませんでしたが、議員の皆様方、市民の皆様方のご理解とご協力により、一定の成果を得ることができたものと受け止めております。

創意工夫により経費をかけずに実現できる施策もございます。また、この3年半の経験の

中で、新たに推進しなければならない施策が見えてきたことも事実でございます。引き続き、皆様のご意見を拝聴しながら、施策の優先順位や財政状況を見誤ることなく、着実に一步步前進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に（７）でございますが、市長就任から３年半の経験の中で、新たに推進しなければならない施策が見えてきたことを、前の質問の中でお話をさせていただきました。それは、近隣自治体との連携による自治体間の壁を越えた周辺地域一帯の活性化に向けた取り組みであり、子どもたちの教育環境のさらなる向上を目指すための施策であり、台風などによる浸水災害に備えるための施策の推進、等々であります。

ふるさとを守り育て、活力と文化の薫りに満ち、心安らぐ街づくり、誰もが住んでいて良かったと思える街づくりを戦略的に進めていくためには、市政運営の先頭に立つ市長に求められるものは経験と能力だけではなく、本人の熱意と市民の皆様の信頼と期待が重要であると考えております。

私は、１期目で築いてまいりました成果を踏まえ、引き続き、議員の皆様方、市民の皆様方とともに、さらなる市勢進展を図るため、これまでの経験と能力を活かしながら、熱意を持って取り組むべく、本日ここに、次期市長選挙への出馬を表明いたします。

次に、質問事項３、農業問題について答弁いたします。

（１）ですが、丸山わき子議員の代表質問にご答弁申し上げましたとおり、近年、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化による後継者不足などにより、農家戸数等の減少が進んでいるところであり、持続可能な農業を実現するための対策が急務とされております。そこで、八街市総合計画２００５に基づき、さまざまな施策に取り組み、さらに強い農業基盤を構築することにより、農業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

具体的に申し上げますと、将来の地域農業を支える若い力の育成・確保をするため、国が行っております青年就農給付金事業や市単独の新規就農者支援金事業などにより、担い手不足の解消を図ってまいります。さらに、農業後継者の嫁さん不足につきましても、各農業者団体を中心として行われる婚活事業の支援についても、積極的に行ってまいります。

また、本市の農業は、大消費地である首都圏に位置する好立地条件であることから、市場出荷を主体に推移してまいりました。特に、ニンジンにつきましては、さらに品質を安定させ市場に供給するため、市場からの要望である乾燥等による荷傷みを防止する内袋を使用し、箱詰めが行えるよう、平成２５年度にいんば農協が実施した、ニンジン選果機の更新事業についても支援しており、有利販売につながっているものと考えております。

耕作放棄地対策につきましては、先般、他国の情報ではありますが、国が耕作放棄地解消対策を率先して行うことにより、耕作放棄地がないと新聞報道されておりました。このため耕作放棄地対策につきましては、国に対しまして、解消に向けての支援策をさらに充実していただけるよう要望するとともに、現在行われております補助事業を積極的に活用し、耕作放棄地解消に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

農業者の収入の安定を図る取り組みとしましては、本市の農業が他の産業に負けない収入

が得られるものとするため、いんば農協及び県農業関係機関と連携し、特産品のPRをはじめ農産物の有利販売及び販路の確保等に努めてまいります。特に、おおまさり等を使ったゆで落花生につきましては、煎ったものとは違い、高齢者の方にも食べやすいものとなっていることから、関係団体と連携する中で、作付面積の増加や販路の拡大に努めてまいります。

野菜産地としての強化では、農業の活性化を図る上で、最も重要な連携先であるいんば農協の合併が今後予定されております。合併することにより、農協の組織力、野菜生産地としての産地力が強化され、本市農産物の有利販売につながるものと考えております。

そのほかに、生産から加工、販売までを行う、いわゆる6次産業化への取り組みも、これからの農業振興を図っていく上で、有効な手段であると考えております。既に、市内では、生産した農産物をジャムやゴボウ茶、漬け物などに加工して、自ら販売を行っている事例もございますので、千葉県等の関係機関と連携を図りながら、サポートしてまいりたいと考えております。

私の農業活性化に向けての考えを申し上げましたが、今後におきましても、ただいま申し上げた取り組みを中心に、関係機関との連携をさらに密にし、本市農業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に(2)ですが、北総中央用水事業の進捗状況ですが、事業費ベースで申し上げますと、本年度までに約89パーセントが完了する予定となっております。市内では、滝台地区、沖地区、西夕地区及び神田地区において試験使用も含め、用水の供給がされております。また、5区、6区及び四木地区においても、既に末端用水路の工事が進められており、平成26年度以降に用水の供給が予定されております。

今後は、北総中央用水の中央監視施設となる八街揚水機場及び住野地区の調整水槽の建設、また、末端用水路としましては、住野地区、鹿島川上流地区及び勝田川上流地区の整備が予定されており、国営事業につきましては、平成28年度に完了する予定であると聞いております。

次に(3)ですが、本市における廃プラスチックの過去3年間の回収実績につきまして申し上げますと、平成22年度が290.3トン、平成23年度が241.93トン、平成24年度が230.8トンを回収しております。近年、農家戸数の減少や経費抑制から、地温調整用のビニールとして再利用する農業者が多いことから、年々減少傾向にあります。

次に(4)ですが、八街産農産物のPRとしましては、市内外で開催されるさまざまなイベント等に参加し、落花生及びニンジンを中心に行ってまいりました。その概要としましては、昨年4月に行われた千葉県観光PRイベントや、5月の大型連休には、7日間連続で東京都庁内にある全国観光PRイベントコーナーを利用したPR、10月には3日間ありますが、スポーツ祭東京2013第68回国民体育大会開催の関連として、47都道府県が出店するふるさとマーケットの千葉県ブースでのPRを行ってまいりました。さらに11月には、千葉テレビカラオケ大賞21、年末特別企画市町村長大会の収録に参加し、番組内で八街産落花生及び特産野菜や市の特色のPRを行い、その様子は12月に放送されました。

番組での視聴者プレゼントとして、落花生及び新鮮野菜の詰め合わせを提供し、当選者にお送りする際には、本市の特産品等に興味を持っていただけるよう八街市を紹介するパンフレット等を同封いたしました。また、本年度より浦安市民まつりへの参加、新浦安駅前にオープンしたクオーレでのPRを行うなど、休日を中心に52回にわたるイベントに参加しております。

今後におきましても、さまざまなイベントに参加し、本市のイメージキャラクターであります、ピーちゃん・ナッチちゃんを活用した、落花生及び特産野菜のPR等に努めてまいりたいと考えております。

次に(5)ですが、本市では、既に冬ニンジンの産地指定を昭和52年度に受けているところで、八街のにんじんとして出荷量も多く、知名度が高いものと考えております。また、春夏ニンジンについてでございますが、近年、農業者の高齢化に伴い減少しつつあるスイカの作付に変わる品目として作付も増えており、いんば農協が行ったアンケート調査の結果からも、新たに取り組む意欲のある生産者も多く、春夏ニンジン産地としての展開が進んでおります。そのため、野菜生産出荷安定法に基づき、野菜指定産地を受けるべく、候補地概要書を千葉県へ提出したところ、本年2月に産地指定され、官報へ告示されたところでございます。

さらに、八街産にんじんの消費拡大のため、学校給食への供給に向けて、にんじんゼリーの試作を行っているところでございます。今後におきましても、地産地消を含めた中で、さらに根強いブランドとなるよう推進してまいりたいと考えております。

次に、質問事項4. 道路・建設問題について答弁いたします。

(1)ですが、昨年来、本市における地理的条件は、さまざまな変化を見せてきています。まず、昨年4月には、市北部に近接する東関東自動車道酒々井インターチェンジが開設しました。また、インターチェンジの開設に合わせ、酒々井プレミアム・アウトレットが開業しております。さらに、市南部に近接して、首都圏中央連絡自動車道の木更津インターチェンジから東金ジャンクション間が開通し、交通の利便性が大きく向上しました。

一方、成田国際空港においては、現在、平成26年度内の空港容量30万回化に向けた施設整備が進められているところであります。また、企業立地法に基づく基本計画を、千葉県と本市を含めた各集積区域の市町との共同で、成田空港・圏央道沿線地域として策定しており、この基本計画に定められた集積区域において、工場等を立地する場合や事業の高度化への取り組みを行う場合には、各種の支援を受けることができます。このような条件が整う中、本市においても、企業進出の際には、各種支援措置を紹介するなどして、企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

なお、さきの東日本大震災でも、本市の被害状況は少なく、内陸でもあり、比較的、地盤の安定している地域とも言われておりますので、これらの条件についても、企業立地の好条件としてPRしてまいりたいと考えております。

次に(2)ですが、八街バイパスは、全体計画で3.2キロメートルのバイパス事業であ

り、これまでに1.5キロメートルを供用したところでございます。現在、残る区間の早期供用に向け、用地の取得に努めており、一部土地所有者のご理解、ご協力が得られていない箇所もございますが、平成26年1月末の用地取得率は、面積ベースで約92パーセントと県より聞いております。また、整備につきましては、大関入り口交差点から国道409号までの約1.2キロメートル区間について、平成28年度の暫定2車線供用を目指し、現在、流末整備のための調査・設計などを進めていると、県より聞いております。

市といたしましては、今後とも、早期完成に向け、県の事業に対し、積極的に協力してまいりたいと考えております。

次に、(3)ですが、昨年、酒々井インターチェンジの供用開始に続いて、アウトレットモールが開業いたしました。当初は、これにより周辺の交通事情が変わり、新たな渋滞が発生するのではないかと危惧しておりましたが、現状を見ますと、以前と特に変わりはなく、安堵しております。

しかしながら、アウトレット入り口までのメインルートとなる主要地方道富里酒々井線の酒々井町との境界付近には、歩道や排水施設がないような状況であります。また、住野交差点では、以前から渋滞が発生し問題となっております。このようなことから、本市では以前から県に対して、これらの整備を要望してまいりました。特に住野交差点の改良は、一日も早く事業化していただく必要があることから、今年度、市の職員による地権者の意向調査を実施したところでございます。

なお、この調査結果につきましては、本年1月に印旛土木事務所に提出しております。

今後も県と協力し、一日も早くこの問題が解決できるよう、鋭意努力してまいります。

次に(4)ですが、現在計画中のものにつきましては、市道114号線、116号線及び210号線の交差点と、主要地方道千葉川上八街線、市道114号線及び115号線の交差点の2カ所でございます。そのほか、朝陽小学校の北側交差点を改良し、押しボタン式信号から通常の信号に変更できるよう、測量などの作業を進めております。現在整備中の四木28号線におきましては、将来、押しボタン式の信号が設置できるような形で、工事を進めているところでございます。また、西林地先の204号線と五区1号線の交差点では、事故が多いために、一部隅切りを広げ、見通しを確保したところでございますが、今後は、信号機設置を伴う交差点改良も視野に入れ、検討してまいりたいと考えております。

次に(5)ですが、今のところ、バイパス以外に新たな道路を作る計画はございません。本市では、昭和40年代から60年代にかけて舗装された道路がほとんどで、時間の経過とともに老朽化が進んでおります。以前は、道路の補修予算については、ほとんど市の単独費で賄っていたため、厳しい財政下での予算の確保が難しく、部分的な補修にとどまることが多くなり、沿線住民の方や通行される方に大変ご迷惑をおかけしておりました。

そこで、近年では、国の交付金を活用し、幹線道路の改良や補修に力を注いでいるところでございます。現在実施中の路線につきましては、市道102号線、114号線、116号線、210号線の4路線であります。平成26年度からは、新たに榎戸地区の103号線と

住野地区の221号線を加え、6路線を整備する計画となっております。

このほかの路線につきましては、部分的な舗装の打ち替えや、職員によるパッチングなどにより、道路の適切な維持管理に努めてまいります。

○教育長（加曾利佳信君）

質問事項2、教育問題について答弁いたします。

(1) ですが、本市の教育施策の中では、「市民一人ひとりが教育に対する理解と関心を深め、学校・家庭・地域が連携し、望ましい教育環境をつくる。」と教育理念を定めております。価値観の多様化に伴い、子どもたちの生活環境は複雑となり、個々に対応しなければならない家庭が増加している傾向にあります。そのような中で、本市の重要課題である長期欠席・不登校対策、学力向上の2点につきましては、これまで以上に事業の充実を図らなければならないと考えております。次代を担う人づくりが教育の原点であり、即効性が見えにくいものではあります。地道にさまざまな教育施策を展開し、教育理念の実現に向けて努力してまいりたいと考えます。

また、生涯教育の分野においても、いつでも・どこでも・誰でも学ぶことができることを基本に、学習情報の発信、各種事業の開催、スポーツの振興、文化財の保護、青少年の育成にも取り組んでまいりたいと思っております。

次に(2)ですが、ご指摘の4校である交進小学校、川上小学校、八街東小学校、八街中学校の耐震補強工事につきましては、平成25年10月の入札が不調となり、平成25年度の工事実施が不可能となりました。今後は、国の平成25年度補正予算の補助事業を活用して、平成26年度の4月に工事を発注し、夏休み期間中に工事が実施できるよう準備してまいりたいと考えております。

次に(3)ですが、平成21年度より立ち上げた、各学校の代表によって組織された学力向上プロジェクト委員会を基盤として、千葉県標準学力検査の県平均を上回ることを目標とし、学力向上に向けた取り組み、改善を図ってまいりました。魅力ある授業の推進、基礎的学力の定着を狙いとした授業改善・学力向上プランの作成、実施など、各校の実態に合わせた具体的な取り組みを行っております。

千葉県標準学力検査の結果において、八街市は、小・中学校ともに、県の平均には達しておりません。しかし、学校別に見ますと、県平均を上回っている学年や教科もあります。学力向上プロジェクトの取り組みにより、学習に対する意欲や基礎的な学力の向上に改善傾向が見られます。全国学力・学習状況調査、千葉県標準学力検査、年に2回実施している八街市学力調査テストの結果を確実に分析し、個別支援の充実や家庭学習の推進など、より効果的な改善に結び付け、確実な学力の定着に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

○中田眞司君

答弁ありがとうございました。質問内容がいっぱいありますもので、答弁をもらったのはいいのですが、再質問をどのようにしたらいいのか、今、非常に迷っているところですが、若干再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、市長の政治姿勢の中で、健全財政の件と事業見直しについてですが、行財政審査会の外部評価ということで、今年から評価委員会をつくっているということでもありますけれど、その外部評価委員の評価はどうだったのか。ホームページで掲載されるということなんですけれど、わかりましたらお伺いしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

本年度行いました行財政調査会による外部評価でございますけれども、平成24年度に実施をしました298の事務事業のうち、市に裁量の余地のない事業など202の事務事業を除いた96の事務事業の中から、関連事業を含めまして11の事務事業を選定して、先ほど市長が申し上げたとおり、内部評価が妥当であるかなどについて外部委員の方に評価をしてもらうとともに、合わせて、その改善案なども提言をしてもらうことで、さらに効果的・効率的な方法、手法へと改善をしようというものでございます。

この行財政調査会の委員構成は、5名の方で構成をしております。この実施の方法でございますけれども、ただいま申し上げた11の事務事業につきまして、担当課の方でまず事務事業の概要説明をしました。その後、担当課長、部長による内部評価についての説明、その後、委員さんとの質疑応答を経まして、そこで担当課の方は一旦退席をいたしました。その後、委員さんによって議論を行って、評価をまとめてもらうというような形で行ったものでございまして、所要時間については、1事業当たり概ね70分程度ということで予定をしておりましたが、議論の内容にいろいろございますので、かなり時間をオーバーしたというような状況でございます。

評価につきましては、拡充、現状維持、手法等を見直し継続、事業の縮小、それから他事業と統合または廃止といった5項目の中から、どれが妥当か判断をしていただいた上で、先ほど申し上げたとおりに、コメントであるとか意見なども合わせていただいたということでございます。

この委員さんによって取りまとめられました報告書でございますけれども、昨年の12月19日に、直接市長の方に手渡されまして、合わせてその場で5人の委員さん方に同席していただきましたので、それぞれの委員さんからコメントもいただいております。

市におきましては、この評価をもとにしまして、行財政改革の推進本部において、各事務事業の方向性を決定したところでございますけれども、特に平成26年度予算に直接に反映させたというところではまだございません。

11項目について、評価の結果をお話しさせていただきますと、まず1点目の公用車管理ということでございます。これについては、手法等を見直して継続というような評価でございました。

それから、2点目、敬老会事業については、事業縮小というような評価でございました。

それから、金婚式については、廃止という評価でございます。

それから、4点目の長寿祝い金支給事業につきましては、事業縮小。

それから、5番目、リサイクル推進費については、手法等を見直し継続。

6番目、処分場管理運営費については、現状維持。

7番目のごみ処理収集運搬業務については、手法等を見直し継続。

8点目の焼却炉維持修繕事業費については、現状維持。

9点目の公園緑地維持管理費につきましては、手法等を見直して継続。

それから、10点目の体育振興費と11点目の市民体育祭運営費につきましては、合わせて他事業と統合というような形で評価をいただいているところでございます。

○中田眞司君

はじめ298事業の中から最終的には11事業の評価をしていただいたわけですが、たしか、この事業の見直しについては、行財政改革の中で各種助成団体の事業の見直しということで、全体的に10パーセントの削減ということで見直しというか、そういう結論を出されたときもあろうかと思えます。

あのときの見直しの仕方なんですけれど、こういった内部評価あるいはいろんな意見を聞いた中で見直しということにすれば、私も納得ができたわけなんですけれど、やはり一律10パーセントの削減。何も見直さないうちに全て一律の削減、そういう削減の仕方、行財政の改革というのは誰でもできるのではないかと。そういうところは、もう少し大きいこと言うのだったら、それだったら各部5千万円ずつ削減をなさいよという中での削減と同じじゃないかと。改革と同じじゃないか。

やはり、各事業を見直す中で、必要な事業もあるわけですから、その辺を十分見直す中で、行財政改革に取り組みなきゃならないと思うんですけれど、市長の考えはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

今般、外部評価ということで、大変外部評価委員の方々からいろんな評価をいただきました。そういう点で、市で全庁的に進めていた行財政改革にプラス外部評価の導入ということで、一歩前進したかなというようなことでございます。

今、中田議員さんから言われました10パーセント一律というのは、いかがかなというようにご意見でございますけれども、それらも含めて、今後ともしっかりと行財政改革推進にあたりましては、市民の皆様のご意見を丁寧に拝聴した中で、行財政改革を推進してまいりたいと思っております。

○中田眞司君

ぜひお願いしたいと思います。

次に市税の収入状況ですが、1つ1つ言っていると時間がかかってしまいますので、資料もいただきました。まず、1月末現在の収納状況ということで、先ほど市長の方から答弁がございました。当然、状況的にはアップしているわけなんですけれど、私が本来知りたいのは、最終的な収納状況を知りたいわけなんですけれど、一応、予想といたしまして、平成25年度の収納状況はどのぐらいの状況なのか、またその辺をどう考えているのか、わかりましたらお伺いしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど市長からご答弁申し上げましたけれども、この1月末現在における平成25年度の市税の収納状況でございますけれども、現年課税分については、前年同期の0.3パーセント増、0.3パーセントを上回っております。それから、滞納繰越分の方では、前年同期を0.6ポイント上回っているというような状況でございます。

これからの取り組み、年度末に向けてということになりますが、出納閉鎖の時期を迎えまして、私どもでは4月から5月にかけて、全庁的な職員動員して、現年課税分に係る集中滞納整理を実施する予定でございます。それから、引き続いて差し押さえなどを含めた滞納処分、これを進めていくということなどによりまして、私どもとしては、何とか前年度の収納率、これを現年課税分あるいは滞納繰越分ともに上回りたいというように考えております。

なかなか数字的なお話、確定的なお話を申し上げられなくて恐縮でございますけれども、現在のこの状況で推移をしますと、現年課税分で申し上げますと、前年度を0.2ポイント程度上回る95.5パーセント程度、それから滞納繰越分の方では、前年度を0.6ポイント程度上回る14.0パーセント、この辺が見込まれるのではないかとこのように考えているところでございます。

○中田眞司君

現年度分は95パーセント、滞納繰越金は14パーセントぐらいに見積もっているということですが、まず1つ、参考のためにお聞きしたいのですが、この滞納整理の問題なんですけれど、よく質問の中で、私もそういう頭もあるんですけど、払える能力があるのに払わないと、そういった答弁も質問もあるわけですけど、これはどの辺を基準として、その払える能力、そういうものを判断するのか。もし差し支えがなかったらお願いしたいんですけど。

○総務部長（浅羽芳明君）

払える、払えない、これは数字的にといいますか、基準というのはなかなか難しいところでございますけれども、先ほどもご答弁を差し上げたとおり、納税相談の中で、生活実態等を把握しながら、その生活に影響がないようにという形、今、これは当然前提として必要でございますので、その辺の状況を見ながら、財産がどの程度あるのか、その財産についての必要性、そういったものを判断しながら、払えるのに払えないというように状況にあるというように判断した場合には、滞納処分を進めていくというようなことで考えております。

○中田眞司君

市税につきましては、自主財源の中で固定資産が一番多いわけですけど、まず、この収納状況を今お聞きしたわけですけど、現年度分95パーセント、滞納繰越金が14パーセントの中で、収納できない金額については計算すればわかるんですけど、非常に大きな位置を占めるこの市税、この自主財源の確保というのが非常に大事だと思います。そういった中で、私は後でまた質問をするわけですけど、企業誘致はそれをひっかけた中で質問をしようと思っているのですが、こっちの方に質問内容を入れてしまいましたので、継続して、再質問ができないような状態になってしまいましたので、また、この企業誘致については質

聞したいと思います。

それから、市有財産の払い下げですけど、先ほど答弁をいただきました市営住宅の跡地、かなり今あいているわけでございます。中には再開発をするのかしないのかということであっても、再開発をするだけの財源があるわけではございません。先ほどの答弁の中で、払い下げる意向はあるということでしたけれど、この辺について、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○建設部長（糸久博之君）

市営住宅でございますけれども、富士見団地につきましては、全体で面積が1万2千平方メートルほどございます。その中で、現在入居をされている方が3世帯、それで空き家になっているのが3戸ございまして、この3戸につきましては、平成26年度に解体する予定でございます。

そうした中で、残り3軒は残っておりますが、その残っている状況が真ん中の方に残っていますと、なかなか土地利用が難しいということで、今回残っている3軒につきましては、端の方でございますので、そのまま凍結というのは、財産の使用上、ちょっともったいないものでございますから、有効的に活用するというので、一団的な土地の利用が見込めますので、平成26年度に残っている3軒を解体しまして、用途財産を普通財産にする手続をして、売買も含めて考えてまいりたいと考えております。

○議長（林 修三君）

会議中ではございますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 3時20分)

(再開 午後 3時31分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中田眞司君

それでは、次に教育問題について、再質問をさせていただきます。

先ほど、教育長答弁をいただいたわけですけど、教育長の方針といたしまして、2点ほど掲げたわけです。不登校の問題も出ておりましたので、ひとつ、教育長に再質問をしたいと思います。

まず、不登校・長期欠席といたしますと、何でもそうなんですけれど、何かがあるというときには背景が必ずあるわけです。その背景を解決しなければ、先の解決には何もならないと。こういうことで、教育長にお尋ねするわけですけど、この不登校と長期欠席を生む家庭的な背景、これをどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

児童・生徒が長期欠席・不登校に陥る原因はさまざまあると思います。子どもの真情は純真であるがゆえに傷つきやすく、もろいものを持っていると、認識しております。さまざま

な理由から、親の目が子どもに向かなくなるときがあり、そんなときに子どもが長期欠席・不登校に陥る危険が潜んでいると考えております。

生きることに苦はつきものですが、親は、苦勞に負けることなく子どもの生活に目を向け、子どもの心の叫び、またはサインを見逃さず、常に子どもと寄り添い、努めていくことで、長期欠席・不登校に陥ることを防げることができると思っております。

○中田眞司君

家庭的な背景ということですが、誰しも家庭の方に踏み入れて調査するわけにはいかないわけですが、そういった教育長のお話ありがとうございました。ぜひ、この長期欠席あるいは不登校の問題についてはなかなか解決もできないと。解決するのは、それはまさにゼロに等しいと思うんですけど、なるべく解決に向けて、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

次、学力向上に対しての対策ということで、お聞きしたいと思います。

この問題についても、やはり背景がございます。この学力向上と家庭教育の問題でちょっとお聞きしたのですが、やはり学力が向上するという点については、まず決められた時間内の学力で対応していたら、恐らく学力向上にならないと思います。当然、決められた以上の勉強をしなければならぬと。こういうことは私もわかって、この後、木村議員の方からまたこの学力向上あるいは対策と、また視察の内容ということで質問があらうかと思っておりますけれど、まず私の方から、この学力向上と家庭教育の関係について、どう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○教育次長（長谷川淳一君）

子どもの学力向上と家庭教育との関連というご質問でございますけれども、家庭教育でございますけれども、学力も含めまして人間形成には大変大きな影響を及ぼすというように考えられております。子どもは、本来、よりよく生きたいという向上心、また願望を持っております。家族、お父さん、お母さんの喜ぶ姿を見て、さらに努力するというように言われております。

学力向上には、勉強をしたい、学力を向上させたいという子どもの意欲を親が育てることが必要です。そのためにも、親が子どもの学習に関わり、ともに学ぶことで、関心を持たせる必要があるというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、各校の家庭教育学級、また家庭学習に、これらがさらに充実するように一層支援し、学力向上につながればというように考えております。

○中田眞司君

わかりました。ぜひ、この問題もなかなか解決、第三者的な考えで第三者が言っても、本人が動かなければなかなかできない問題です。サイドの方からの支援で、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、農業問題についてお聞きいたします。

まず、北総中央用水の進捗状況ということでお聞きしたわけですが、89パーセント完成と。平成28年度までには国の事業と思います。全体に完成するという点ですが、

まず、この受益者の皆さんが一番気になっているのは、この国の事業じゃありません。この次の末端、県担の事業。これが一番気になっていると思います。

私も農業者であって、いろんな皆さんからのお話を聞くわけですが、後継者がいない中で、この北総中央用水事業、国の事業までが平成28年に完成するわけですが、国の方針としては、当然県事業を見据えた中で国の事業だと思います。早く言えば、国の事業だけで、後は県事業は別に勝手にいいですよと、そういうことはやらないと思うわけですが、やはり、受益者の皆さんが一番気になっているのは、国営事業が完成した後、我々末端の県事業に対して、どのように説明してもらって、我々はどのように答えを出さなきゃいけないか。非常にこの辺が気になっているわけですが。

よく、灌水組合の総会等も、そういう中で、私も出されているんですけど、受益者の皆さんはそういう内容のことが発表あるんじゃないかと。そういうことを質問したい。そういうこと聞きたいために総会に出てくるんですけど、私と同じで、ちょっと気が小さいものでなかなか言えないと。ですから、そういうことに対しても前向きに、早目に、受益者の皆さんに、一番気になっていることですから、報告、計画というものを教えてあげるべきだと思うんですけど、それについてはいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

現在、北総中央用水につきましては、確かに事業年度は平成28年度までの国営事業ということで、現在進んでおります。

この中で、現在の畑地かんがい組合、既設の組合がございます。これが、先ほどの市長の答弁でもありました7改良区の中で、平成26年度で供用できるということで申し上げますと、面積で約440ヘクタールが供用の開始になるということで、当初、国営事業についてもやりたくないというような地区もございました。これで年数もたっておりまして、いろいろお話をしている中で、国営についてはやりたいと、やってもいいよというようなお話をいただいた地区もございます。ですから、これが終わりましたら県営、周りの改良区以外の農家の方について、それぞれご説明申し上げながら、供用開始面積を増やしていくという作業に入ろうかと思っております。

これにつきましては、現段階で説明というよりは、今、農業者の中で一番問題になっているのは、維持管理費が10アール当たり幾らになるのかということが非常になっています。現在の農業の中で、あまり高額の維持管理費を払って水を使うということについては、抵抗感を持っている方も非常に多いです。

今、国の方とも、この辺の最後の詰めを行いまして、肝心の、10アール当たり維持管理が幾らになるのかということの金額の最終的決定、回答をいただいた中で、説明、推進ができるのかなというように考えております。

○中田眞司君

私が言わんとしていることと答弁と、ちょっとニュアンスが違うみたいな答弁になってしまったわけですが。

まず、この事業ですけれど、後継者がいないと。まず一番先に受益者の皆さんが思っているのは、後継者がいない中で、今後はどうしたらいいんだろう。この事業が始まって、県事業に達するには、今まで言いましたけれど、単価的なものというものがあって、皆さんはそこから辺はあまり気にしないと思っていて、やる気になれば。ただ、国の事業が終わってから県事業に達した中で、県事業までは協力しなきゃならないのか。その辺のことが恐らく受益者と、私もそうなんですけれど、その辺が一番気になることであって、もしそういった質問というよりは、そういった集まりがあるときには、恐らくそういう質問もあろうかと思えますけれど、その辺を十分に、受益者の皆さんに納得できるような説明ができるように、ひとつお願いしたいと思えます。

続きまして、廃プラの回収の推移なんですけれど、先ほど答弁の中で、平成22年度は290トン、平成23年度が241トン、平成24年度が230トンという答弁がございました。私も今言ったように農業者をやっているわけなんですけれど、こういう被覆材も非常にいっぱい使います。当時、平成20年ぐらいですか、今と違って、八街市から補助があったときの回収トン数なんですけれど、たしか、私の記憶によりますと、あの当時の回収が大体550トンの回収じゃなかったかと思えます。それが、均等割の金額で回収してもらったわけです。当時は均等割だと500円ぐらいだったと思えます。それが、その後、負担金としてキロ15円の負担金をもらうということになってから、急に廃プラの回収の量が減ってしまったと。恐らく100トン、150トンぐらいはすぐ減ってしまったんだらうと、そういう記憶があるわけなんですけれど。

その廃プラなんですけれど、この減った理由と、また、これがリサイクルとして使われているのかと。それとも、ほかに、わからないところに、お金がかかるからちょっと置きましよう、ということ減っているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

確かに、議員さんおっしゃられました改正が平成15年で、キロ15円が農家負担ということで、一番最初は、一律登録料で1軒2千円という形でやらせていただいております。それが、生産者にも15円、市の方でも当然15円の助成を現在でもしております。これが平成16年と比較しますと、現在4割程度廃プラの処理量は減っております。

これにつきましては、今、統計上の数字もなくてなかなか説明しづらいのですが、グリーンで扱っている例えばスイカの面積につきましても、平成16年と現在で比較しますと、3割程度面積が減っております。この施設の野菜等の面積も減っておる、なおかつ全体の農家数も減っておるという中で、4割以上の減につながっているのかなと。それと、先ほど市長の答弁の中でもありましたように、地温調整の再利用という形の利用方法も増えてきたということだと思えます。

これが減ったことによりまして、例えば不法投棄あるいは野焼き等の苦情が増えたということは、現在のところございませんので、農家の方々については、その辺はお守りいただいているというふうに考えております。

○中田眞司君

私が心配しておりました野焼き、あるいは不法投棄という問題はないということです。また、この原因については、リサイクルあるいは作付の減ったのが原因ではないかということで、答弁をいただきました。

次に、ちょっと飛びますけれど、道路問題についてお伺いしたいと思います。

先ほど市長の政治姿勢の中での組み込みということでお話をしたわけですが、企業誘致、これはやはり市税の確保と。市税はほとんどが固定資産なわけですが、税収増を考えると、こういった企業誘致ということについては、各自治体もいろいろ考えていたんじゃないかと思います。

今回、千葉県の方でも企業誘致、これは当時も言ったように、税収増の考えで県の方もこういう企業誘致をするということを打ち出したわけですが、参考までに、今まで千葉の実績なんですけれど、たしか、千葉が24件ぐらい、茨城が40件ぐらいですか、近隣の県としては大分おくれをとっているということで、税収増あるいは雇用の創出といった観点の中で、企業誘致を考えているようでございます。

やはり、市税を確実に上げるには企業の固定資産。固定資産が非常に多く含まれているわけですが、この企業誘致について、先ほど答弁の中で、多少考えはあるようなんですけれど、企業誘致といいますと、工業団地についての企業誘致ということで、みんな考えると思います。そういった考えの中でこの近辺を見ますと、富里あるいは佐倉も大きな工業団地を持っております。

それと、先ほど市税の質問をしましたが、予算に対して市税の大きな割合を占める自治体、例えばこの辺でいえば袖ヶ浦市。それと、皆様もご存じのように、京浜工業地帯ということで、非常に大きな企業誘致、誘致というよりもあったわけですが、ああいう固定資産というのがかなり、京葉工業地帯ね。あの辺りで非常にこういった市税も入ってくると。市原市ですか。この近辺ですと成田市が、空港でかなりの固定資産が入ってくるということで、やはり、こういった自主財源の安定、あるいは自主財源を確保するには、そういった誘致もおこなっているわけじゃない。今からでも大丈夫なので、必要と思うんですけれど、その辺についてどうお考えか、お伺いをいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

おっしゃるとおりということです。企業の進出につきましては、地域の活性化はもとより、税という面から考えても、非常に大きなメリットがあるんだらうというふうに考えております。確かに、その資料なども見ますと、歳入総額に占める税収の割合というのは、人口の大きい地域であるとか、大企業、工場等の立地する地域、これが高いというような実績がございますので、議員さんのおっしゃるとおりだというような側面はあろうかと思えます。

そのメリットが大きい一方で、基本的には道路であるとか、配水等であるとか、その環境整備、これに対しても一定の投資が必要だということがございます。また、土地の利用ということを見ると、基幹産業である農業振興とのバランス、この辺のバランスをとる必要、

この辺もあろうかというふうに思います。

いずれにしても、地域活性化、税財源の涵養という意味では、非常にメリットが大きいというのは確かでございますので、今まで企業誘致について市の明確な方向性、これは示されて、確かにおりませんでした。市長答弁にもありましたように、酒々井インターチェンジが開設されたというようなこと、それに伴ったアウトレットモールが作られたというような状況、それから成田国際空港の施設整備等々、私どもの市をめぐる周辺でも、非常にその活性化の環境、こういったものが変わってきているような状況もございます。

先日、市長の方からも次期の基本計画を見直す中で、きちんとその企業誘致についても方向性を示していく必要があるだろうというような指示もいただいておりますので、その辺については、しっかりと検討をしていきたいというように思っております。

○中田眞司君

自主財源の確保ということでは、今言った方法、方途といたしますか、みんな各自治体もそっちの方向から確保しているような気がします。どうぞ、今後につきましても、その自主財源が確実に確保できる、確実に自主財源を上げるといった方法、方向というよりは、そういう観点でぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に、バイパスの進捗状況についてですが、平成28年度の開通予定ということですが、まずここまで延びてしまったと、この要因についてお伺いしたいと思います。

○建設部長（糸久博之君）

街路事業につきましては、供用が開始されたわけでございますけれども、路線的な延長が長いところの最大の要因は、そこにいる権利者ですか、事業費もかかることはかかりますけれども、その用地交渉等については、いろいろ権利等がございまして、なかなかそれがスムーズにいかなかったというのが、まず事業費に並び大きな要因ではないかなと考えております。

○中田眞司君

平成28年度を目標にしているというのを聞きまして、ある程度の策はあるということで、この辺の年度の開通を予定したわけですが、まず、今、このバイパス、皆さんもご存じのとおり、開通しますと、どこのバイパスを見ても外食産業、あるいはディスカウントショップ、そういうのが非常にそのサイドにできてきます。これも今言ったように、ある程度市税の増収あるいは雇用の創出といったような相乗効果があるわけでございますので、ぜひ、私の議論としては、活性化はもう道路が最大の条件でございますので、早目に開通できますように、ひとつ努力の方をよろしくお伺いしたいと思います。

次に、酒々井インター、またアウトレットに接続したアクセス道路ということでお聞きしたいわけですが、この道路については、前というよりも2、3年前ですか、アクセス道路、アクセス道路ということで質問がございました。私もその辺はあまり納得できなかったのですが、このアクセス道路というのはどこの道路を指して質問していたか、またそのアクセス道路の答弁はどこの道路としてアクセス道路の答弁をしていたのか。ちょっとその辺教えてもらえますか。

○建設部長（糸久博之君）

酒々井インターとアウトレットモールにつきましたのアクセス道路につきましたは、これは計画上、アウトレットモールにつきましたは、大体85パーセントから90パーセントぐらいは、北の方から来店するというような計画でございます。実際に、開通後、調査した結果、85パーセントが大体北部の方から入ってまいりました。それで、富里・酒々井線、そこにつきましたは、開通後の6月30日、日曜日ですか、その調査では、来店者は9.何パーセントという形での通行であったそうです。

それで、どこをアクセス道路と考えているかということでございますけれども、市といたしましては、あくまでも市の南部から来るものにつきましたは、409号を通過して住野交差点、そこから左に行きまして県道、その酒々井境からの進入路をアクセス道路と考えております。

○中田眞司君

大変申し訳ございません。私も2、3年議員をやっているわけですが、その辺を非常に納得できないまま今日に至ったので、非常に申し訳ございませんでした。アクセス道路ということで、わかりました。

いろいろと僭越な質問をいたしましたけれど、どうぞ、この私の質問をまず皆さんの心の中へ届けていただきまして、早目な解決ということでお願いしたいと思います。

また、最後に先ほど市長の政治姿勢もお伺いいたしました。どうぞ、住みよい八街ということで、なお一層のご尽力をお願いしながら、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上で誠和会、中田眞司議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。

関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

関連質問がありませんので、これで関連質問については終了します。

お諮りします。本日の一般質問、代表質問は、いずれも大変熱のこもった意義ある質問及び答弁となりましたが、これで終わりにしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間にわたり大変お疲れさまでした。

（延会 午後 4時01分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問